

グローバル

第14号



フェリス女学院大学大学院国際交流研究科

目 次

〈修士論文要旨〉

20世紀における反抗のフラメンコ

——観光化と独裁の狭間に苦しむアーティスト達——

遠藤 実華子 …………… 1

人間数値化の平和学的研究

——国民共通番号制を中心として——

草島 豊 …………… 10

ヨーロッパにおけるガス革命と市場の展開

大泉 文 …………… 14

安部公房とフリオ・コルタサルの比較研究

——〈アイデンティティ喪失〉の隠喩——

オルネド・ルシア …………… 22

グローバル時代における国際機関の機能

——OECD・PISAにおける学力標準化の事例から——

山本 光 …………… 27

20世紀における反抗のフラメンコ

——観光化と独裁の狭間に苦しむアーティスト達——

遠藤 実華子

指導教員 中塚 次郎

はじめに

カンテ（歌）、バイレ（踊り）、トケ（ギター演奏）の三つの要素で構成されたアンダルシアの芸能の一つであるフラメンコは、世界中から熱烈な支持を受けて、2010年11月16日に無形文化遺産として登録された。しかし、フラメンコが長年抱えてきた諸問題の解決と振興にアンダルシア自治州政府は尽力するという公約をユネスコと結んだにもかかわらず、諸問題に向き合うどころか放置していたため、登録から僅か1年でユネスコから登録抹消の警告を受ける事態に陥った。このような騒動が起きた背景に、当時の金融危機などといった財政問題だけでなく、今もなおフラメンコを都合の良い観光資源として軽視したスペイン国内における認識に原因があると、卒業論文を執筆した時点で結論づけた。そもそも観光資源としての側面が強まったのはいつからかという論点から調査を進めた結果、フランコの独裁体制における観光政策に起因することが判明した。

内戦で第二共和制を打ち破ったフランコは、中央集権主義のもとに国内の多様な民族、社会、文化の差異を認めず、単一的な国民アイデンティティ、単一民族国家の建設を目指し、出版物、美術品、映画、マスメディアに対して検閲制度を設けることにより思想統制を敷いたが、フラメンコの歌詞も検閲の対象となった。フラメンコの世界にとっても暗黒時代であった政権下で多くのアーティスト達はフランコに逆らわずに観光ブームに乗る形で興行を続けるか、もしくは国外に亡命してやり過ごす形をとったするのが通説であった。しかし、そうした手段に出ずに国内でフランコに反抗したアーティストが僅かにいたことがAlfredo Crimaldos (2010) の研究で判明した。彼らはいかにして検閲の厳しいフランコ体制と戦ってきたのか？ また、何が彼らを反体制に駆り立てたのか？ 本稿ではフランコ政権下のフラメンコがどのような立場にあり、どのように扱われたのか、また、当時の厳しい情勢下で反抗する余地があったのかを論じていく。

第1章 内戦後のスペイン情勢と観光への関心

内戦に勝利したフランコは、内戦で大量の戦死者と亡命者が出たことにより国内の労働力と物資の不足、政治体制を整備する問題に対処する必要があった。1939年5月には国際連盟を脱退、その年の内閣改造ではファランヘ党員を多く採用し、ファシズムに接近した政権を作ることで、枢軸国寄りの姿勢を明確にした。1940年3月に秘密結社・共産主義取締法を制定することで、敵対した政党への弾圧も行った。

1939年9月に勃発した第二次世界大戦では、ヒトラーの賛成申請を経済的理由で断り、中立の立場を示していた。それとは裏腹に戦時中に軍を出動し、枢軸国側を支援する態度を見せていた。その一方で、連合軍が優勢になるとアメリカとイギリスとも接近するようになり、それに合わせて内閣改造や法体制の整備など、ファシズム色の強い独裁体制をカモフラージュし、民主主義の体裁を表面的に整える努力も行っていった。

しかし、ヒトラーと会談していたことが発覚したことで、1946年2月、国際連合からフランコには枢軸国と共謀した罪があるとして「スペイン排斥決議」が採択された。戦後の国際社会は国交を断絶す

ることで体制の弱体化を狙っていたが、経済的に追い込むことは成功したものの、フランコはそれを逆手に1947年7月に「国家元首継承法」を成立させ、体制そのものを想定外に強化してしまう結果に終わった。1948年頃からソ連とアメリカ間の冷戦状態が深まるにつれて、国際社会の対応が変化していった。冷戦で共産主義のソ連と対立していたアメリカがスペインを軍事拠点として利用することを考え、スペインに接触した。1950年8月、アメリカはスペインに100万ドル融資することを決定し、更に同年11月には国連におけるスペイン排斥決議が破棄され、スペインは国際社会に復帰することに成功する。1951年から1952年にかけての国内所得は内戦以前のレベルにまで回復したが、1938年から配給に頼らざるを得ないほどの深刻な食糧難、エネルギーや原料不足などの問題を抱えており、この解決が急務であった。そこで、当時の政権は1951年7月に内閣の大改造を行った。新内閣では、情報観光省と貿易省が新設され、対外開放に向けた準備を進めることになった。更に、1953年スペインはアメリカと経済援助協定、相互防衛協定、基地貸与協定の三つの協定を結び、大国の後ろ盾を得て一時的に景気が回復した。フランコ体制は、インフレの抑制と国際収支の均衡を目指して経済安定化計画を導入した。これは、為替レートを切り下げ、貿易を自由化し、特に輸入の拡大と外国からの投資を促進するもので、1960年代から1970年代前半にかけて3度の計画が実施された。この経済成長は「スペインの奇跡」と呼ばれ、OECD諸国の中で日本に次ぐ第2位の経済成長を遂げた。この「奇跡」は、外国資本の流入、為替レートの自由化による観光ブームの到来、経済的好景気にあるスイスやドイツなど他ヨーロッパ諸国への大量の出稼ぎによる外貨送金などに起因していた。「スペインの奇跡」は、内戦以後に困窮状態を強いられていた国民の生活様式を近代化させただけでなく、とりわけ若者の世代に明らかなメンタリティの変化をもたらし、その結果、独裁を継続し、市民としての権利や基本的自由を認めない時代遅れの体制に対する抵抗運動が現れ始めた。1964年から1974年までの間に約5000件、フランコ体制最後の年である1975年には1年間だけで3000件を上回るほど激化した反体制運動は、国外にいる亡命者にも広がった。

こうした民衆の反発に対し、政府側は反体制運動を弾圧しただけでなく、フランコが政権を退いた後の事態に備え、体制の再編を画策し始めた。1966年3月の出版法により、不徹底ではあったが検閲を廃止し、同年の12月に国家元首と首相の分離を定めた国家組織法が国民投票によって承認された。1969年7月、フランコは自らの後継者にファン・カルロスを任命した。また、体制の安定化に貢献してきた経済発展も、1973年の石油危機により絶望的になった。インフレ、失業、出稼ぎによる外貨投資の減少など、混乱の最中にあった1975年11月20日にフランコは死去した。

第2章 フラメンコの変容

当初優遇されていたヒターノたちは、1499年に公布された追放令により定住して職を得るか、国外に追放されるかを迫られ、彼らのほとんどは定住の道を選んだ。彼らが定住した後も度重なる過酷な規制や地元民からの迫害を受けた一方で、彼らはアンダルシアの多様な音楽形式を土台にし、独自の音楽へと発展させ、フラメンコの原型となる音楽が18世紀頃に形成された。この頃のフラメンコは、ヒターノの居住地区、とりわけ売春宿や旅籠で開かれる宴で演じられるような下層階級の芸能であり、アンダルシアを理想郷としたロマン主義者の国外のパージョ（ヒターノでない人の総称）のように、彼らの演唱を見に自ら赴くことがない限り、国内でもほとんど知られていなかった。鉱山や農園での厳しい労働と周辺からの差別に苦しんでいたヒターノは、心の内に抑えていた感情を歌に込めて演じたことから、フラメンコは日頃の鬱憤を晴らす娯楽としての役割を果たしていたと見なす研究者が多い。

しかし、『フラメンコのすべて』の著者の有本紀明（2009）によると到来当初からヒターノは生活の糧を得るために興行を行っていた点から、ヒターノもフラメンコを商業目的で利用していたのではないかと述べている。一方で、フラメンコ研究者のAlfredo Crimaldos（2010）は、フラメンコの歌詞は迫

害と差別によって生み出された産物であり、そこには反逆の痕跡も読み取れるⁱ⁾と述べている。彼はその代表的な曲種の一つとして、鉱山の歌とも呼ばれるカンテス・デ・レバンテ（東方の歌）ⁱⁱ⁾を挙げている。フラメンコを含めたスペイン音楽の研究者の浜田滋郎（1983）によると、ムルシアとアンダルシア東部で太古の時代から様々な鉱物資源が産出することは知られていたが、それを開発の手段として推し進めたのが19世紀のフェルナンド7世であり、足りない人手を主としてアンダルシア東部の3県、ハエン、グラナダ、アルメリアから集め、家族ぐるみの移住者がムルシアへ向かい、ムルシアの土地に集まった鉱山労働者たちによってカンテス・デ・レバンテが生まれたⁱⁱⁱ⁾と述べている。これらの歌詞は過酷な環境で働く鉱山労働者の物悲しい生き様を扱ったものが多いため、「鉱山のしらべ」「鉱夫の嘆きぶし」とも呼ばれる。

En la oscura galería, mare
(暗い坑道の中で)
con el barreno en las manos
(俺は削岩機を手に)
me estoy jugando la via
(鉱夫の人生を過ごす)
pá lo poquito que gano
(それも僅かな金を稼ぐ為)
ay, que mala suerte es la mía.^{iv)}
(ああ、何たる不運なんだ)^{v)}

上記の歌詞は作者不詳のタランタである。タランタは、アンダルシア東部のアルメリアに伝わる古いファンダンゴがフラメンコ化した歌である。5行詩の歌詞の内容は、僅かな賃金のために日々鉱山で命の危機にさらされている鉱夫が自らの不運を嘆くという、典型的な鉱夫の嘆き唄となっている。

また、これまでの研究でフラメンコのカンテで扱うものは、主に貧困などヒターノが自らの境遇を嘆く内容か、或は愛を賛美する内容であり、時の権力者を扱うことは極稀とされていた。しかし、フラメンコ研究者のAlfredo Crimaldos（2010）の著書によると、19世紀初頭に侵攻したフランス軍を揶揄したり、そのあとに即位したブルボン家のフェルナンド7世の絶対王政に反対し、共和政を賛歌する内容の歌の存在を言及している。これに対する弾圧について著書では言及されていなかったものの、彼に掘り出されるまでこうした歌の存在と意味を現地でもあまり知られていなかったことから、作詞したアーティストは人目をはばかり、暗号のようにヒターノ独自の表現を用い、ヒターノの間で共通認識となっている揶揄を使うことで、他人に揶揄したことを悟られず、当時の政権からの追及を逃れていたと考えられる。以上のことから、ヒターノはフラメンコの2つの役割を場面ごとに使い分けしていた。

下層階級の芸能であったフラメンコが世に知られるきっかけとなったのは、19世紀初頭に流行したフランスのカフェ・シャンタン（歌のあるカフェ）をヒントにしたカフェ・カンタンテの存在が大きい。カフェ・カンタンテは1847年（42年とも）にアンダルシア地方のセビーリャで誕生したヒターノの歌と踊りを見せる飲食店であり、初めてフラメンコに対して正式に報酬を払った商業施設であった。全盛期を誇った1860年前後になると、アンダルシアだけに留まらず、北部バルセロナを含むスペイン全土に広まった。カフェ・カンタンテにより繁栄を極めたフラメンコは、舞台芸術として発展していったことで、元来備わっていた商業性をより強めていった。

1936年から1939年の内戦の間、アーティスト達はフランコ率いる反乱軍が勝利すれば自由な表現が出来なくなることを恐れた彼らには、単身もしくは自らの一座や家族を連れてアメリカやフランス、ラテンアメリカへ渡り、興行を続けるという道、国内に留まり政府軍としてフランコ率いる反乱軍と戦う道、反乱軍と戦わずに移動して内戦をやり過ごす道が残されていた。日本での先行研究では、戦う道を選んだアーティストについて詳細に取り扱われていなかった。スペインのフラメンコ研究者もこの内戦

時代にフランコに抵抗した者の存在を語りたがらず、研究題材に取り上げるのも憚られていた。

ところが、スペインに残ったアーティストの中にも第二共和制を支持し、反乱軍と戦った者がいたことが近年の研究で明らかになった。反乱軍に立ち向かったアーティストの中でも最も有名なのが、カディス出身のコレコ・デ・アルヘシーラとマドリッド出身のエル・チャト・デ・ラス・ベントスである。コレコ・デ・アルヘシーラは、オペラ・フラメンカの時代に若くして活躍したパージョの歌い手で、彼自ら政府軍に志願し、戦いに身を投じたが、1938年4月に僅か28歳という若さで戦死した。一方のエル・チャト・デ・ラス・ベントスは、内戦以前に地方の自治問題など、当時の政治問題を取り上げた内容のカンテを歌うほど、共産主義寄りの熱烈な共和主義者として知られていた。彼は内戦ではエストレマドゥーラの地に留まったが、エストレマドゥーラの陥落とともに反乱軍に捕まり、1939年に亡くなった。フラメンコのカンテで訴えるという方法ではなく、彼らのように共和国側として内戦に参戦するという形で反抗の意を示すヒターノも少なくなかった。偉大なギタリスト一家の血を引くセビリアの偉大な踊り手、アントニオ・モンテージャ・フローレスこと、エル・ファルーコの両親はその典型と言える。共和主義に共感した彼の父は、内戦で政府軍のヒターノとパージョで混成された大隊の指揮官に就任し、マドリッド包囲作戦で奮戦したが、反乱軍のファシストに捕らわれ、銃殺刑に処された。彼の妻もマドリッド防衛戦で塹壕を掘って、反乱軍と戦っていたが、彼女も夫と同じく銃殺刑を科されるどころ、彼女はロサリオ・フローレス・カンポスというアラブ風の名前で戸籍を登録していたため、処刑を免れ4年間監獄に拘留されただけで済んだ。また、実際に戦闘に参加せず政府軍の陣営を巡業して鼓舞した者もいた。カンテの女王パストーラ・パボン、通称ラ・ニーニャ・デ・ロス・ペイネスとその夫のペペ・ピントである。彼らは内戦勃発時にアンダルシアのハエンで巡業中だったが、激戦区であるマドリッドで公演を行った。パストーラ夫妻の後を追うようにマドリッドへ向かうアーティストも現れ、戦地で歌う夫妻の姿は政府軍の兵士達を大いに勇気づけたであろう。

運よく内戦を生き長えられたとしても、反乱軍に占領された地域では左派への激しい弾圧が行われた。アンダルシアでは、反乱軍が詩人で劇作家のガルシア・ロルカや、「アンダルシア地域主義の父」として知られるブラス・インファンテを処刑したことは有名だが、彼らは知識人や芸術家を弾圧するだけでなく、一般人も弾圧の対象としていた^{vi)}と塩見千加子(2012)は述べている。反乱軍の中でもモロッコ軍は、「死の部隊」と呼ばれるほど残虐で有名な部隊であり、彼らが行う「人狩り」「散歩」という名の処刑は、日常的に男女関係なく行われていた。アンダルシアを担当していたケイポ・デ・リャノ將軍と「死の部隊」のいる街で反乱軍に歯向かうようなアーティストはいなかった。そのようなことをしようものなら、密告もしくは街を歩く軍人に声をかけられ、その夜のうちに墓地で銃殺されてしまう。このような残虐な弾圧は内戦が終わった後のフランコ体制下でも続いた。

反乱軍の勝利で幕を閉じた内戦の勝利者フランコは、思想統制の手段として1938年4月に出版法を発布し、これにより検閲制度が設けられた。この検閲制度は、出版物、美術品、映画、マスメディアに対して行われ、1966年、情報・観光大臣のマヌエル・フラガによって限定的な出版物の自由化を認める出版法が制定されるまで、厳しい検閲が続いた。この時期のフラメンコはレコード化されているだけでなく、国営テレビや国営ラジオで番組も制作され、映画界にも進出していたため、他のジャンルと同じように検閲の対象となっていた。放送やレコードに収録する際、事前に歌詞の一つ一つを検閲官が調べ、それに問題があれば修正が加えられ、検閲官の修正を拒むとその作品は世に出されなかった。例えば、内戦中に共和国陣営を巡演したパストーラ・パボンこと、ラ・ニーニャ・デ・ロス・ペイネスが1947年に自身のレコードを録音した時、「トゥリアーナのタンゴ」と呼ばれるタンゴの歌詞を検閲官に調べられ、最終的に修正されたものが収録された。変更される前の歌詞は以下の通りである。

¡Qué bonita está Triana!

(なんて美しいのか、トゥリアーナ)

cuando le ponen al puente, banderas republicanas^{vii)}

(橋に共和国の旗が掲げられた時)^{viii)}

このカンテは、セビーリャにあるヒターノの伝統的な居住地区のトゥリアーナ地区を歌ったものだが、「banderas republicanas (共和国の旗)」という体制の敵である共和国というキーワードを歌詞に入れたことが検閲官の目に留まり、当然の如くその一節に修正が加えられた。「banderas republicanas (共和国の旗)」から「banderas gitanas (ヒターノの旗)」に変更されて録音され、変更されたカンテの方が後に民衆に定着してしまった。本来の歌詞は、1996年にカルメン・リナーレスの『Antología (アンソロジー)』に収録されるまで世に出ることはなかった。失われた歌詞を集めたAlfredo Crimaldos (2010)は著書の中で、検閲で変更されたカンテがどのような由来を持つかも知らずに今日歌っている歌い手がいる^{ix)}と述べているように、現在歌われているカンテもオリジナルがどのような歌詞であったのか、今の私たちが知るのには難しい。フランコは検閲制度でアーティスト達から表現の自由を奪うことで、フラメンコに元来あった民衆の嘆きや怒りといった感情を体制にとって当たり障りのない無害なものへと変質させ、民衆の反抗の手がかりをなくしていったのである。

フエルガ^{x)}に代表される、野外で演じられていたフラメンコは検閲の対象ではなかったものの、地方警察や治安警備隊に監視されていた。アンダルシア地方は共和派の拠点となった地域が多く、反乱の温床としてより厳しく監視されていた。ドン・E・ポーレン (2009)は、1960年代にモロン・デ・ラ・フロンテーラでフラメンコ・センターを設立した際、セビーリャ出身のギター奏者のディエゴ・デル・ガストールと過ごしたが、ある日のフエルガでディエゴと彼の友人の様子を著書『ひとつの生きかた』で次のように述べている。

その内に、ディエゴが内戦前のユニークなタンギージョスをいく節か唄いはじめた。政治的な傾向を持つ歌詞もあった。才気のきらめく唄が多く、一同は喜んで掛け声をかけた。が、反体制の臭いがする唄にはディエゴの友人連中は落ちつかない様子でとりつくろい、まわりをきよろきよろ見まわしたものだ。当時、スペインには秘密警察がどこにでもいた。だが、この場合危険はさほどないことをあとになって知った。町の住民の誰もが、誰が秘密警察かを知っていたからだ。それに、一九六〇年までには警察は田舎の村や町程度の動向には極めて寛容になっていて、人はよほど足を踏み外して過激な行動に出ないかぎり警察の怒りを招くことはなかった。^{xi)}

実際にモロンの地方警察は、1940年代から1950年代の初めにかけて必要以上に民衆に厳しい接し方をしていたために、モロンの住民から恐怖と憎しみの対象とされていた。しかも、1960年代頃には民衆が警察の正体を知っていたため、人の眼さえ気をつければ反抗的な態度を取ることは可能であったと考えられる。しかし、フエルガの観客の中に治安警備隊員やファランヘ党員も交じるケースもあった。ディエゴはあるフエルガの最中に無作法におしゃべりを続ける治安警備隊長に怒鳴り、ただでは済まされないと、ヒターノであるディエゴが意外にも県知事などの有力者とコネクションがあったため、その場で治安警備隊長は事を荒立てず、ディエゴは事なきを得たのであった。

ディエゴとは正反対の経験をしたのがアントニオ・マイレーナである。実は彼は共和主義者であり、内戦中にスペイン国内に留まり、フエルガで歌いながら生活の糧を得ていた。1940年のある日、彼が旅籠で開かれたフエルガで仕事をしていた時、旦那衆の大半はファランヘ党員であった。その内の1人が徐に懐から銃を取り出し、銃を机の上に置いてアントニオにブレリアの『Cara al sol (太陽に向かって)』を歌うように要求した。アントニオは顔面蒼白で狼狽ながらもブレリアを歌った。アルコールで気が大きくなっているファランヘ党員が何かの拍子で撃ってしまうかもしれないという恐怖に耐えたアントニオのように、アーティストは生活の糧を得るために理不尽な状況にも耐えねばならなかった。不満を発散しようと歌おうにも人の目がある。さぞ、アーティストたちにとっても心苦しい状況であっただろう。そうした弾圧をした一方で、フランコは政権が成立した当初からフラメンコを新たなスペイ

ンのアイデンティティとして注目し、国内における統制にも利用しようとした^{xii)}。彼はとりわけ観光資源として利用価値を見出していく。

第3章 カンテに込めた反逆の意思と観光化に適応するアーティスト達

4年に及んだ経済停滞も1950年にアメリカという強大な後ろ盾を得て国際社会へ復帰したスペインであったが、長期的な困窮状態を脱する手段と着目されたのが観光業であった。1951年に情報観光省が創設され、更に国内のインフラの整備や海岸地域のリゾート地や宿泊施設の建設といった大規模な観光開発が行われた。

この時期に観光におけるフラメンコの地位を不動のものとした立役者としてタブラオと1962年に情報観光大臣に任命されたマヌエル・フラガが挙げられる。カンテを目玉としたカフェ・カンタンテに対し、タブラオは華やかなパイレを目玉とした観光客向けの飲食店で、1950年にセビーリャで最初に開かれた。1954年には首都のマドリードにも開店し、やがて全国にその数を増やしていき、アーティスト達に新たな職場と活躍の場を提供した。マヌエル・フラガは海外向けに「Spain is different (スペインは違う)」という宣伝用のスローガンを打ち出した。このスローガンは、西ヨーロッパと異なる地中海型の風土と独自の文化を売りにしたもので、これにより外国人観光客の間で「太陽とビーチ」「闘牛とフラメンコ」がスペインの国民文化やイメージとして固定され、アンダルシアでは観光が根幹産業となった。観光は外貨収入を獲得し、スペイン経済に多大な刺激を与えただけでなく、当時批判されていた“内戦”や政府の“独裁”といった暗いイメージを払拭し、ヨーロッパ諸国と同様によく近代化の波に乗れるように後押しをした。

フラメンコが観光資源として利用されたことにより、1960年代に国内外から援助を受け、その援助金でフェスティバルが開催されるようになり、多くの外国人観光客を動員した。フェスティバルの経済効果はスペインの観光収入に大きく寄与し、フラメンコの国際化を促進し、フラメンコの明るいイメージをスペイン像の一部として定着させた。一方で、フラメンコの歌詞に含まれていた民衆の不満や時の権力者への批判を検閲と観光化で無害なものへと変容させ、差別や弾圧に苦しむ民衆の娯楽としての役割を歪めた。これが後にユネスコの世界遺産登録で論争を巻き起こした伝統の継承という問題の解決をより遠ざけることとなる。

しかし、フランコ体制末期になると他の芸術と同じように政権の弱体化と検閲の緩和、フォルクローレ音楽の世界的なブームによりアーティスト達がフラメンコを自由に表現していく。マヌエル・ヘレーナはとりわけ反体制の姿勢を崩さなかったアーティストと見なされており、浜田滋郎(1983)はマヌエルと彼のカンテについて次のように述べている。

カンテ全般に対する十分な知識を身につけた上で、彼はひとつの新しい道を打ち出した。すなわち伝統的な歌詞を捨て、自ら最も今日的なテーマをのせたコブラを作って歌う行き方である。あくまでも民衆の誠実な訴えに即したヘレーナのカンテは、フランコ大統領在任時代(’75年まで)のスペインではしばしば禁じられ、彼は再三拘留された。(中略) あからさまな反権力を旗印としたカンタオールの出現はほとんど初めてのことであり、スペイン民主化ののち彼は一個の英雄として注視された。^{xiii)}

彼に対する弾圧の背景として、PCE(スペイン共産党) 党員で詩人のラファエル・アルベルティと反体制の歌を歌い続けたギタリストでシンガーソングライターのパコ・イバニェスと出会い、彼らの影響を受けた作品の傾向に加えて、一時的とはいえ中央政府からの自立を熱望するカタルーニャ地方という大きな後ろ盾があったこと、彼自身もPCEに入党し、デモ活動や政治活動に積極的に参加していた

ことが挙げられる。また、僅か13歳の時からSOC（農業労働者組合）に加入し、農村地帯の悲惨さを知っていた彼は、アンダルシアの農村地帯の民衆とその心情を題材に取り上げ、民衆に寄り添ったカンテを作詞し、歌うことで民衆から根強い支持を受けていたことから、政権側は相当警戒していたであろう。独裁政権末期であるにもかかわらず、マヌエル・ヘレーナに対する政権の弾圧は激しかった。検閲による出版物とレコードの差し止めや地方公演の禁止はもちろんのこと、彼自身が逮捕されたこともあったという。

一方で、マヌエルほどではないが、検閲を欺いて活動を行ったアーティストもいた。セビーリャ出身の歌手のホセ・メネセは、検閲で提出するダミーを用意して検閲を欺き、世に作品を出したが、それも長く続かず、密告により検閲官が不意に訪れるようになってからはたびたび現場を工作しなければならなかったと彼の自伝に記述されている^{xiv)}。

内戦の最中にヒターノとパージョのどちらのアーティストも共和国陣営に赴き、中には軍に志願して戦地で命を散らした者もいれば、巡業をした後にスペインから亡命をした者もいた。中でも共和主義もしくは共産主義という自らの政治意識を明確にして内戦に参戦したアーティストの多くがパージョであり、ヒターノに比べて内戦で亡くなった者も多い上、内戦後に一際厳しい弾圧を受けている。一方のヒターノのアーティスト達は、共和国陣営で参戦はしたものの、パージョに比べて明確な政治意識を持つ者が少なく、内戦後も弾圧に耐えて、甘んじて観光ブームの波に乗り、反体制運動といった自らを危機にさらすような行為は絶対に行わなかった。その要因として、ヒターノが今まで迫害を受けた経験から時の権力に逆らわず、順応してやり過ごし、生き延びる術がパージョとは格段に身につけているためと考えられる。民主主義へ移行した後も反乱軍に抗った彼らの存在や経験は体制の間に語られることはなく、研究の進んだ現代になってようやく明るみに出たのである。アーティスト達は、弾圧と隣人の密告に怯えながら、フランコ体制の時代を生きていたのであった。

おわりに

以上のように、内戦で勝利を収めたフランコは、アーティストたちを含めた共和派の抵抗を教訓に、民衆の感情を動かすフラメンコの力に恐れと利用価値を見出した。フランコ体制下は検閲と監視でアーティスト達を弾圧し、アーティストたちの表現の自由と反逆の芽を摘み取る一方で、観光資源として利用し、海外に誤ったスペイン像を広めたことが、後にフラメンコの伝統を守る問題に大きく影響を与えることとなった。もし観光資源としての使い道を見出さず、カタルーニャやバスクと同じように弾圧の対象となっていたら、いくら根強い民衆からの人気があるとは言えども、現在はその姿形もなく、伝承以前の問題であったかもしれない。そういった意味では、フランコはある意味フラメンコの救世主であったのかもしれない。また、政権が内戦直後にヒターノも含めたアンダルシアの住民を弾圧したものの、1960年代から少々寛容な態度を取ったのは、アンダルシアの地域主義が他の地域に比べて政権や民衆に影響を与え難かった点とヒターノの政治に関与しない特性、そしてフラメンコのうかつに手を出しにくい圧倒的な人気とその魅力が起因しているのかもしれない。

ヒターノのアーティストの中にも反フランコの意思を示した者もいたが、圧倒的にパージョより少ないのは何故であろうか？そもそもヒターノはフランコ体制に強い反逆の意思を持っていたのか？実はそうでもないのかもしれない。内戦後もフラメンコの大衆化が進み、田舎に追いやられた伝統派のアーティストにとって、そんな自らの状況を体制のせいだと嘆くより、カフェ・カンタンテで持て囃される以前の状況に戻っただけという認識と身に染みだ諦めの早さから、民衆を弾圧するフランコ体制に反抗する気持ちが薄かったことが窺える。先述したディエゴはフランコ体制そのものに対して少々不遜な態度を取ってはいたが、政治的な反体制派のように白黒付けるような考えではなかった上、フランコはスペインを長い間戦争に巻き込まなかったことから、フランコ自身を真剣にスペインを救おうとしている清廉

な人間として一目置いていた^{xv)}とドン・E・ポーレンも述べている。これは、政治に関心がない訳ではないが、自ら政治に参加するということはしないというヒターノ特有の性質も要因かもしれない。検閲や弾圧で自由が認められない反面、観光によりタブラオという新たな職場を提供することで、体制とフラメンコは持ちつ持たれつの関係であったとも言えるのではないだろうか。バリ島の伝統芸能が観光によって商品化されたという例から観光を抜きに無形文化が生き残る道はないのだとにしても、これからいかにして保存と発展を両立させるかが今後の課題であろう。

かの伝統の保守主義者のアントニオ・マイレーナは大衆化したフラメンコを批判したが、内戦後のフランコ体制下では自らの生活の糧を得るためにフラメンコを仕事としたアーティスト達が多くいたように、フラメンコは単なる鬱憤晴らしとしてだけでなく、昔から生活の糧を稼ぐための手段として、いかに生活に欠かせない存在であったことも考慮しなければならない。しかし、現在のアーティストのほとんどが失業状態で政府が何も対処しないことから、マヌエルのような民衆に強く訴えるアーティストが必要となっていくだろう。それにより、失われた反逆性を取り戻すかもしれない。

[参考文献一覧]

〈書籍〉

- ・有本紀明『フラメンコのすべて』講談社、2009年
- ・イスパニカ（編）『フラメンコ読本』晶文社、2007年
- ・川成洋、奥島孝康（編）『スペインの政治 議会君主制の「自治国家」』早稲田大学出版部、1998年
- ・川成洋、坂東省次（編）『スペイン文化辞典』丸善、2011年
- ・「現代スペイン」編集委員会（編）『現代スペイン：眠りを覚ましたドン・キホーテの国』角川書店、1992年
- ・小島章司（編）『フラメンコへの招待』新書館、2002年
- ・色摩力夫『フランコ スペイン現代史の迷路』中央公論新社、2000年
- ・杉浦勉（編）『ポストフランコのスペイン文化』水声社、1999年
- ・立石博高、塩見千加子（編）『アンダルシアを知るための53章』明石書店、2012年
- ・立石博高、関哲行、中川功、中塚次郎（編）『スペインの歴史』昭和堂、2007年
- ・立石博高、中塚次郎（編）『スペイン史2 近現代・地域からの視座』国際書院、2002年
- ・ドン・E・ポーレン（著）、青木和美（訳）『フラメンコの芸術』復刊ドットコム、2009年
- ・ドン・E・ポーレン（著）、青木和美（訳）『ひとつの生きかた』ブッキング、2009年
- ・橋本ルシア『フラメンコ、この愛しきこころ—フラメンコの精髓—』水曜社、2002年
- ・Crimaldos, Alfredo, *Historia social del flamenco*, Península, 2010
- ・Gamboa, José Manuel, *Una historia del flamenco*, España, 2011
- ・Pack, Saha D, *La invasión pacífica: Los turistas y la España de Franco*, Turner, 2009
- ・Ruiz, Manuel Ríos, *El gran libro del flamenco volumenII: Intérpretes*, Calambur, 2002
- ・Washabaugh, Wiliam, *Flamenco: Pasión, política y cultura popular*, Paídos, 2005

〈雑誌論文〉

- ・蒲谷照雄（編）『アンダルシア時代特別号 FLAMENCA Y FLAMECO』イベリア、不明
- ・青木文夫、Vicente Haya「VIVIR FLAMENCO：カンテ・ホンドの世界：パセオフラメンコ誌への連載を終了して」『福岡大学研究部論集A』（人文科学編）9巻、第7号、2009年

〈Web資料〉

【地方自治体】

- ・ アンダルシア自治州政府公式サイト : <http://www.juntadeandalucia.es/index.html> (最終閲覧日 : 2013年10月31日)

【新聞】

- ・ El País : <http://elpais.com> (最終閲覧日 : 2013年12月9日)
- ・ La Cerca : <http://www.lacerca.com> (最終閲覧日 : 2013年12月1日)
- ・ Público : <http://www.publico.es> (最終閲覧日 : 2013年10月20日)

【フラメンコ専用サイト】

- ・ El arte de vivir el flamenco : <http://www.elartedevivirelflamenco.com> (最終閲覧日 : 2013年12月9日)
- ・ Flamenco world : <http://www.flamenco-world.com> (最終閲覧日 : 2013年11月21日)
- ・ Manuel Gerena公式サイト : <http://www.manu.elgerena.com> (最終閲覧日 : 2013年12月10日)

[注]

- i) Alfredo Crimaldos, *Historia social del flamenco*, Peninsula, 2010, pp.16
- ii) カンテス・デ・レバンテとは、アンダルシア東部と隣り合うムルシア、ハエン、アルメリアの土地に伝わるファンダンゴがフラメンコ風に変形したもので、その中のタランタ、タラント、カルタヘネーラ、ミネーラ、ムルシアーナという曲種がこれに該当する。
- iii) 浜田滋郎、前掲書、289頁-290頁より一部改編
- iv) 蒲谷照雄 (編) 『アンダルシア時代特別号 FLAMENCA Y FLAMECO』イベリア、78頁より
- v) 同上書、78頁より
- vi) 立石博高、塩見千加子 (編) 『アンダルシアを知るための53章』明石書店、2012年、265頁、266頁より一部改編
- vii) Alfredo Crimaldos, *Historia social del flamenco*, Peninsula, 2010, pp. 82
- viii) 立石博高、塩見千加子 (編)、前掲書、5頁
- ix) Alfredo Crimaldos, *op.cit.*, pp. 82
- x) フェルガとは、深夜にバーや宿屋にある個人的なパーティ用の部屋を貸し切り、複数の裕福な愛好家や旦那衆がアーティストを呼んでフラメンコを楽しみ、お金を払うという、どんちゃん騒ぎの宴のことを指す。時には数日にも及んでアーティストが不眠かつ飲み続けながら演じるため、本格的なフラメンコが見れるとも言われていたが、体力的に厳しく、収入を得るといふ賤しい感情が伴う仕事でもあったので、近年になって姿を消した。
- xi) ドン・E・ポーレン、青木和美 (訳) 『ひとつの生きかた』ブッキング、2009年、27頁
- xii) Wiliam Washabaugh, *Flamenco: Pasión, política y cultura popular*, Paidós, 2005, p44より一部改編
- xiii) 浜田滋郎 『フラメンコの歴史』晶文社、1983年、巻末の「アーティスト名鑑」33頁より
- xiv) Alfredo Crimaldos, *op.cit.*, pp. 146
- xv) ドン・E・ポーレン、青木和美 (訳)、前掲書、50-51頁より一部改編

人間数値化の平和学的研究

——国民共通番号制を中心として——

草島 豊
指導教員 横山 正樹

はじめに

社会には人を評価するための多様な評価方法がある。私たちは能力主義社会において、様々な評価に身をおくことで、自己の可能性を發揮している。

ある対象が何らかの基準をもって数値で評価される際に、まず、その評価の方法が適正かどうか、正確かどうかが問われる。しかし、より正確さを求めるために、より詳細にデータを増やせばよいのだろうか。数値化をより詳細にすることによって、数値化に適した領域のデータは増加するが、数値化に適さない領域のデータは捨象される。数値化されたデータに基づく人物像は肥大化し、数値化されない領域は不可視化されていく。

第二次世界大戦後、コンピュータの発達と普及によって、個人に関する様々な情報が数値や記号としてデータベースに収集され、保存・分析・統合されて多様な目的に利用することが容易になった。しかし同時に、個人の行動履歴、購買履歴、交友関係、顔認識情報など、これまでデータとして利用されなかったものがデータ化され、経済活性化など、数値化の有益性が期待される一方で、情報の漏えい、目的外使用などが、個人に与える影響は大きくなっている。

本稿では、第一に、個人に作用する「数値化」現象に焦点をあて「人間数値化」の問題を提起する。さらに、人間数値化が引き起こす暴力を解明し、その克服方法を検討することを目的とした。本稿では、人間数値化の具体的な事象として、国民共通番号制を取りあげる。特に住基ネット裁判をめぐる住民と行政の議論に着目し、人間数値化がもたらす暴力を平和学的に検証する。

第1章 問題の所在

現代社会では、自然現象や人間の属性を数値で表現する「数値化」が理解のために重要な役割を担っている。「数値化」は何らかの「利用」のために、共通の「基準」によってなされる。数値化にそぐわないものは「捨象」される。

数値化が引き起こす問題は、教育社会学¹⁾、監視研究²⁾、環境倫理学³⁾、法学（人権論）⁴⁾、開発主義批判⁵⁾の立場から論じられてきたが、個人、すなわち「人間数値化」に焦点化し、数値化が個人に与える影響については十分に検討されてきたとはいえない。

そこで「人間数値化」を「特定個人から規格化された方法で情報が取り出され、データとして利用される現象」と定義し、数値化が個人に作用する暴力を検討する。「数値化」作用には「利用」、「基準」、

1) 本田由紀『多元化する「能力」と日本社会—ハイパー・メリトクラシー化のなかで』NTT出版、2005年。

2) デイビッド・ライアン（田島泰彦・小笠原みどり訳）『監視スタディーズ—「見ること」「見られること」の社会論理』岩波書店、2011年。

3) 鬼頭秀一「いのちと環境の『かけがえのなさ』と市場経済—生と死、性、環境がつきつけるもの」内山節・大熊孝・鬼頭秀一・榛村純一編著『市場経済を組み替える』所収、農村漁村文化協会、1997年、25-47頁。

4) 自己情報コントロール権として。

5) ヴォルフガング・ザックス編、イヴァン・イリッチ他著（三浦清隆他訳）『脱「開発」の時代—現代社会を解読するキーワード辞典』晶文社、1996年。

「捨象」の三側面がある。本稿では「利用」の側面から、「数値化」作用が個人に及ぼす影響を検討した。ビッグデータへの期待など個人データ利用への期待が高まる中、2013年にマイナンバー法が成立し、「利用」への期待の反面、個人データの情報漏えいや目的外使用の懸念が高まっており、まず検証すべきことと思われたからである。

第2章 平和学的研究

人間数値化が引き起こす暴力を解明し克服するために、平和学における暴力分析の方法を示した。ノルウェー出身の平和研究者ヨハン・ガルトゥングは、平和を暴力の不在と位置づけ、暴力克服を平和研究の課題とした⁶⁾。ガルトゥングは、加害者（暴力を行使する主体）が存在する暴力を「直接的暴力」、加害者が不在の暴力を「構造的暴力」と定義した⁷⁾。直接的暴力では原因を具体的な加害者に求められるが、構造的暴力では、暴力が構造の中に組み込まれ、不平等な力関係として表れることが特徴である⁸⁾。よって直接的暴力と構造的暴力ではその克服方法が異なる。直接的暴力は加害者から被害者を隔離するという方法が採れるが、構造的暴力では、価値観や社会構造の変革が必要となる。

本稿では、「人間数値化」が引き起こす暴力の分析を行い、平和研究者の横山正樹が提唱する「エクスポージャーの5段階手法⁹⁾」（「5段階手法」と略記）を用いて暴力の克服方法を検討する。

第3章 国民共通番号制

マイナンバー法¹⁰⁾から国民共通番号制の内容を分析し、さらに日本における国民共通番号制推進の経緯を分析した。国民共通番号制の推進アクターと反対アクター、それぞれの主張から国民共通番号制に対して期待／懸念される個人データ「利用」の構造が示された（図表1）。

個人から取り出されたデータは常に情報漏えい・プライバシー侵害の危険にさらされる。取り出された個人データは、高度に情報化された現代において、収集・保存・分析・統合され利用される。その利用を進めるのが行政機関と私企業である。行政機関は国民の利益に、私企業は経済の発展に寄与すると考える。その欲求が政治権力／社会権力として個人データ利用に作用する。他方、行政機関と私企業による個人データ利用の推進が監視国家、国民管理、無駄な公共事業、生産性向上による人員削減（人減らし）をもたらす、と批判される。ここで、国民共通番号制は表面的には、個人データ「利用」の単なる「促進役」にすぎない。しかしその促進が及ぼす影響は大きく、行政機関や私企業は、国民共通番号制の「利用」の効果に期待し、市民や人権団体はデータ「利用」の悪用（漏えいや目的外使用）を危惧する。

国民共通番号制の「促進役」それ自体を見ている限り、個人データ「利用」の実態や危険は読み取りにくい。それが第4章の住基ネット裁判において、住基ネット稼働による住民被害の判断を困難にした一因であった。

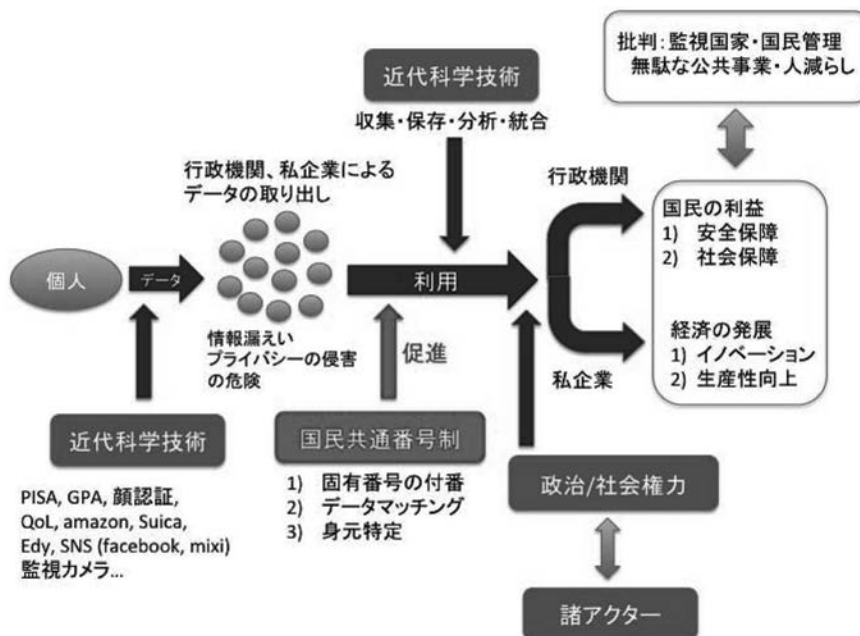
6) ヨハン・ガルトゥング（高柳先男・塩谷保・酒井由美子訳）『構造的暴力と平和』中央大学出版会、1991年。

7) 同書、11-12頁。

8) 同。

9) 横山正樹「開発援助の防止にむけた平和学的ODA事業評価の試み—フィリピン・バタンガス港の事例分析から—」国学院経済学第56巻（第3・4合併号）、2008年11月、483～516頁。第1段階、「暴力」の発見。第2段階、被害者の「自力更生」努力への着目。第3段階、自力更生に対する「阻害要因」の発見。第4段階、暴力を受けた当事者と立場の違う第三者との「連帯」。第5段階、調査（研究）者自身の被害者への「関与」。

10) 正式名称は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」



図表1 国民共通番号制における個人データ利用の構造

出所：国民共通番号制をめぐる議論より筆者が作成

第4章 住基ネットの平和学的研究

国民共通番号制の一つである住基ネット¹¹⁾稼働に対する反対運動、とくに住民訴訟に焦点をあてて住基ネットに内在する暴力を検討した。最高裁判決¹²⁾では住基ネットが合憲であると判断した。合憲性の論理は、憲法13条が保障するプライバシー権の範囲を秘匿性の高い領域に限定し、住基ネットが取り扱う本人確認情報がここに含まれないこと、さらに、本人確認情報をネットワークで取り扱う危険性を審査（目的正当性、システム堅牢性、保護の法整備の防護措置）し、具体的危険がないとした¹³⁾。

しかし、判例を批判的に検討すると、秘匿性の低い領域であっても高度情報化社会においては個人に大きな影響を与えること、および最高裁判決の指摘する防護措置は十分とはいえず、特に行政が意図的に「目的外使用」した場合には防護機能が困難であることから、住基ネットに「人格的自律と私生活上の平穏¹⁴⁾」を脅かす具体的危険があること、および被害の判断の困難さが示された。この困難さの原因を分析することによって、国民共通番号制には、個人データが利用されることによって、個人に①非可逆の重大な被害を及ぼすが、何が個人に影響力を及ぼすのかという②実体は不可視化され、個人データが利用されていくことを③拒絶しがたい構造がある、ことが明らかとなった。

このように、国民共通番号制における個人データ「利用」の暴力構造を分析した結果、「人間数値化」が引き起こす暴力として、個人から個人データを取り出す際の選択権・決定権を本人から奪うこと、が示された。

11) 住民基本台帳ネットワークの略称。1999年8月成立の「改正住民基本台帳法」で定められた。

12) 最高裁平成20（2008）年3月6日第一小法廷判決、最高裁判所民事判例集62巻3号665頁。

13) 山本龍彦「住基ネットの合憲性」『憲法判例百選Ⅰ 第6版』別冊ジュリスト217号、2013年、46-47頁。増森珠美「(10) 住民基本台帳ネットワークシステムにより行政機関が住民の本人確認情報を収集、管理又は利用する行為と憲法13条」最高裁判所判例解説民事篇〈平成20年度〉、2011年、141-161頁。

14) 大阪高裁平成18（2006）年11月30日判決、最高裁判所民事判例集62巻3号777頁。

第5章 考察

暴力克服のために個人からデータを取り出す際の選択権・決定権を個人が取り戻す方法として、選択的な提供（提供の拒否も含まれる）、利用の閲覧（開示）、訂正・削除の権利の確立があげられる。すなわち民主主義の環境を整備し、国民の権利を確保していくことである。そのための人権思想の普及および、市民運動が重要である。

これは個人データを自分自身がコントロールできるように社会制度を構築することであるが、それだけではなく、個人データに依存しない社会を形成していく方法もある。詳細な個人データを国家に委ねて、自分たちの生活基盤を維持しようとするのではなく、数値化されないものを積極的に取り入れる方法である。数値化されない関係性の価値が生かされるコミュニティ作りの例を独居老人とひきこもり青年をつなぐ私案として提示した。

おわりに

本稿は、個人に関する「数値化」が暴力となっているのではないか、という問いを検討するために、国民共通番号制、とくに住基ネットにおける暴力の分析を行った。行政は個人データの詳細な把握によって「社会保障がきめ細やか、かつ的確に行われる社会¹⁵⁾」が実現すると説明し、国民共通番号制を推進する。しかし「人間数値化」作用の一つである個人データ「利用」が、「人格的自律と私生活上の平穏」を阻害し、個人から個人データを取り出す際の選択権・決定権を奪うことが示された。

この暴力に対して、民主主義の環境を整備し、国民の権利を確保するために人権思想を普及し、市民運動を展開することが克服方法の一つである。または個人データに依存しない社会、数値化されない価値が生かされる社会の構築という方法もあるのではないか。今後は、私企業や個人間が及ぼす「利用」作用、そして数値化の「基準」や「捨象」作用を明らかにしつつ、この新たな社会の構築を検討していく予定である。

15) 内閣官房ホームページ、「社会保障・税番号制度の導入趣旨」内閣官房社会保障改革担当室「社会保障・税番号制度の概要」、平成25（2013）年11月。（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou_siryou.pdf 最終閲覧日2014年7月9日）。

ヨーロッパにおけるガス革命と市場の展開

大泉 文

指導教員 上原 良子

はじめに

石油危機以降40年を経て、エネルギー問題は今日大変複雑化している。利用可能なエネルギー資源の増加に加え、採掘技術の向上によって新たなエネルギー供給国が世界各地に出現した。このような供給に関する選択肢の多様化を受け、輸入国側のエネルギー政策が複雑化しているのである。またグローバル化によって世界的にエネルギー産業へ多くの投資や取引が行われるようになり政治的重要性に加え、経済的重要性も高まっている。

重要性が高まるエネルギー問題であるが活発に研究がおこなわれているのは再生可能エネルギーや原子力政策についてのみであり、偏りが生じている。つまり現実的に多量に利用され、未だ日常生活に欠かせないエネルギーである化石燃料についての視点が欠落しているのである。またこの化石燃料の中でも天然ガスは有害物質の排出量が他の化石燃料と比較すると少量にとどまるため、環境政策と経済政策の両立ということを念頭に置きエネルギー政策を考える場合、最も重要となりうるエネルギーであるといえる。よって本稿では歴史的、政治経済的にこの天然ガスの分析を行い、重要性を明らかにし今後の動向を展望する。

第一章 エネルギー問題の転換

第一章においてはエネルギー問題を歴史的に分析し、エネルギー問題の変遷と共に天然ガスの台頭を明らかにする。

ヨーロッパが第二次世界大戦以降、初めて深刻なエネルギー問題に直面したのは1970年代に発生した二度の石油危機によってであった。この石油危機によってエネルギー資源を一つの地域からの輸入に依存することへの危険性を認識し、エネルギー多様化を目指す政策が開始された。

この時、特に注目されたのがヨーロッパに地理的に隣接し豊富なエネルギー資源を保有していたソ連であった。供給地の多様化に加え、相互依存による安全保障形成への思惑が結びつきヨーロッパはソ連に歩み寄り、天然ガスの輸入を開始した。そして現在まで続くロシアへのエネルギー依存の基礎を構築したのだった。

1990年代以降はエネルギー政策に環境性が求められるようになり、クリーンエネルギーへの注目度が高まった。再生可能エネルギー導入や原子力カルネッサンスなどエネルギーの多様化が起り、2000年以降はどのエネルギーとどれだけの量を利用するか検討するエネルギーベストミックスの議論がエネルギー政策の中で重要な位置を占めるようになった。この中で再生可能エネルギーよりも効率的に利用可能かつ原子力発電以上の安全性を持つ天然ガスへ注目が集まり需要が伸びた。さらに技術革命によって供給量も爆発的に増加したため天然ガスのエネルギーとしての重要性が明らかとなったのである。

第二章 天然ガスのメカニズム

第二章では時代の変遷とともに注目を集めるようになった天然ガスについて詳しく取り上げ、天然ガスが求められるエネルギー資源としての位置付け、その需要増加の背景、そして天然ガス特有の他エネ

ルギーとの差異を明らかにする。また天然ガス産業の構造を分析し、特に輸送方法について特徴と問題点を取り上げる。

天然ガスの従来位置づけ

天然ガスは化石燃料の一つとして位置づけられている。かつてはガス資源というと石油採掘の際に副産物的に生産される石油ガスのことを指していたため、石油の補完的な役割を求められてきた。しかし天然ガスの生産量が増加し、石油ガスだけでなく天然ガスについての商品的価値が上昇することによってエネルギー資源として多く利用されるようになったのである。

需要増加の背景

ガスは2000年以降、急速な需要増加を迎える。特に天然ガスは2000年代時点で20世紀の主要エネルギーであった石炭に迫り、2030年以降の需要予測では石油に並ぶほどの需要拡大が見込まれている。このような急速な伸びは採掘・輸送技術といった技術的な要因を除くと次の三つをあげることができる。

一つ目は中東石油問題による価格の高騰と供給の不安定化である。二つ目に再生可能エネルギー導入の遅れとエネルギー供給の不安定性といった問題による相対的な天然ガス需要の増加があげられる。天然ガスは再生可能エネルギー導入完了までの「繋ぎ」のエネルギーとして実用化された安定的な環境配慮型エネルギーとして注目が集まり需要が増加傾向となったのである。三つ目に原子力政策の見直しによる影響である。安全性への不安感から原子力政策が停滞したため、欠落したエネルギーを補う目的で天然ガスの導入が進んだ。

これらの要因によって天然ガスの需要は増加し、さらにエネルギー資源と供給地の多様化などの政策的要因によって天然ガスという選択肢が重要視されるようになったのである。またヨーロッパではガス発電所の建設計画が多く進められており、今後もガス需要が継続的に増加傾向となり重要性がより強調されていくだろう。

天然ガスの性質的特徴

天然ガスは他化石燃料と異なる強みとなる性質を二つ持っている。一つ目は燃焼時に排出される有害物質が比較的軽微であるという性質である。このような点から排出規制を厳守しながらも利用可能なエネルギー量を削減する必要性がなくなり、環境保護のための経済活動への弊害を回避することが可能とする。

二つ目は埋蔵地域が世界各地に点在しているという性質である。また更に新たな採掘技術の登場によって非在来型エネルギーの回収率が向上する可能性があるため、現在以上の供給地の出現が見込まれている。よってエネルギー安定供給という問題において大変優秀なエネルギーということができる。

天然ガス産業構造

天然ガス産業は様々なレベルの工程が存在し、多くの企業が関わりバリューチェーンを形成している。このバリューチェーンは資源の探鉱・開発・生産までの工程を行う「上流部門（アップストリーム）」と精製・輸送・販売、その他の工程を行う「下流部門（ダウンストリーム）」の二つに大きく部類されている。なお、この二つの部門は断絶されたものではなく相互に関係し合っている。長らく政府主導の管理された市場構造であったが天然ガス市場の成熟化によってバリューチェーンの解体が行われ、自由化が導入されている。

輸送方法の利点と問題点

天然ガスをエネルギーとして利用する際に行われる工程の中で最も特徴的な工程は輸送方法である。

この工程は天然ガス問題が取り上げる際に問題の起因となることが多いため輸送方法を取り上げることによって天然ガス問題に対する理解をより深めることができる。

天然ガスはパイプライン輸送とLNG輸送の二つの輸送方法によって輸出されている。パイプライン輸送は輸出国と輸入国との間に輸送用パイプを設置することによって行われる輸送方法である。この輸送法は輸出国から輸入国へ輸送される過程で第三国（経由国）を通過する必要がある場合があるという特徴を持つ。経由国はパイプライン輸送における問題点の一つとされている。経由国の存在は安定供給という面で強い影響力を持つアクターであり、輸出国と経由国または輸入国と経由国の国際関係が強く結びついている。この問題の解決方法としては経由国との関係改善や輸出国から輸入国への直接供給などがあげられ検討されているが実現は難しい。

遠隔地域への輸出を行う際に行われる輸送方法がLNG輸送である。天然ガスを約マイナス160℃に冷却する事によって液化し、専用のタンカーでの海上輸送によって輸入国に設置されたLNG受入基地に荷卸される。この過程からも分かるようにLNG輸送を行う際には各工程にLNG専用の設備を設置する必要性があり、更に気体を一度液化し再び気化するためパイプライン輸送に比べコストが多く必要となる。また海上輸送であるためパイプライン輸送とは異なり経由国問題は発生しないが、受入には大きな港が不可欠であるためにこのような港を国内に持たない国ではLNG輸送を選択する事ができないという問題点を持つ。

以上の天然ガスの特徴は昨今ヨーロッパ各国が行っているエネルギー政策への親和性が高く、今後中長期的なエネルギー政策を考える上で天然ガスは不可欠な存在であるといえる。経済性だけでなく環境性に関しても優位性を持つ天然ガスは需要の増大の可能性を秘めているのである。

第三章 市場とガバナンスの拮抗～国家・市場・EU～

需要の増加は産業の活発化をもたらした。より効率的な取引のため、ヨーロッパに統一市場による天然ガス取引を創出するという目標も掲げられ、それに伴いエネルギー政策を決定する権限を持つ国家レベルでの自由化政策が行われている。第三章ではこのようなヨーロッパにおける統一市場創設の足掛かりとして行われている天然ガス市場の自由化について分析する。

そもそもヨーロッパにおける天然ガス市場は誕生してから30年間、各政府に厳しく管理されてきた市場であった。発展途中のガス産業は需要予測が不透明であり、他エネルギー産業の雇用を保持のため積極的な成長も不必要であると考えられていた。また少量であっても供給の安定性が不可欠であったため政府と国営企業によって閉じられた市場で運営されてきた。

しかし天然ガス産業の成長によって管理された市場は変化が求められるようになった。安定供給と需要予測が可能となった天然ガスは大規模投資を呼び込めるまでに成長した。これによって市場を管理する必要性が薄れ、さらにEUによる統一市場の形成を目的とした働きかけによって天然ガス市場は段階的に自由化が開始された。

ヨーロッパ各国の天然ガス市場自由化の動き

エネルギー政策分野はEUという超国家的な機関が存在するヨーロッパ地域においても国家主権の一部として各国政府に委ねられたものである。よって市場の自由化についても各国がそれぞれ進めており、自由化の深度は足並みがそろっているとは言えない。本稿では自由化が早急に完了した国と自由化が行われながらも問題を残す国をそれぞれ二国取り上げ分析を行う。

最も自由化が早かったのは政府主導の管理された自由化を推し進めたイギリスであった。これは自国内にガス田を持ち独自の市場を形成していたという他ヨーロッパ国家が持たない特殊性による影響があったと分析できる。これに続いたのが自国にエネルギー資源を持たない故に効率的な取引を目指した

スペインであった。

一方、自由化に取り組みながらも問題を残しているのがドイツとフランスである。ドイツでは法整備は進められているもののアンバンドリング対象外企業があるために完全な自由化には至っておらず、フランスにおいては自由化開始が他国と比べて遅く、さらに自由化後も最終消費者に対する料金設定において規制料金を残したため新規企業の参入が活発に行われなかった。

各国に委ねられた自由化は成功した国家もあれば未だ問題を残す国家もあり、天然ガスを活発に利用し産業が成熟しているヨーロッパにおいても完全自由化はまだ未完了である。

EUが目指す天然ガス市場の方向性

域内のヒト・モノ・カネ・サービスの流れを阻害する要因の撤廃を進めるEUはエネルギー市場に関しても統合を進める取り組みを行っている。

エネルギー市場の自由化を目指す理由としては二つあげることができる。一つは競争導入による最終消費者の利便向上である。そして二つ目が様々な企業を参加させることによってエネルギー供給源を多様化し、リスクを分散させるというものである。EUガス指令にも同じ目標が掲げられており、天然ガス市場の自由化もこれを目的として進められている。

また中長期的な目標としてロシアへのエネルギー依存度を低下させ、アフリカ地域をエネルギー供給地として協調を行っていくとしている。さらにEU域内のガス供給ネットワークを構築し相互融通を可能とする計画も進められている。

このようにヨーロッパにおけるエネルギー政策は自由化を経て、統一市場形成のため動いている。エネルギーベストミックスを目指し、供給国を多く設定しようとしているが一部の国での自由化失敗からなかなか次の段階に移行できていないのが現状である。

第四章 天然ガス市場

生産量が増加し、取引が活発化したことによって天然ガスはこれまでの石油と連動したものではない独自の市場が必要となっている。しかし、未だ天然ガスの統一された世界市場というものはその必要性にも関わらず創設に至っていない。この章では天然ガスの価格設定や世界の価格体系から天然ガス市場の現状を分析し、また石油価格連動制についての問題点を明らかにする。

価格設定

天然ガス価格は最低の限界費用と買い手の限界支出とが一致した水準で決定される。需要が多く消費市場価格を高く設定できる場合、買い手はパイプライン償却費を低く抑えてでも生産者側が提供する販売価格を受け入れるため、本来であれば競争が存在する市場が歓迎される。しかし、先にも述べたように天然ガス市場は見通しの不透明性などの問題から長らく政府による管理された市場として扱われてきた。

管理された市場における価格設定は必要以上の介入を避けるため、市場動向で価格が形成されるマーケット・リレイトド方式が採用され石油価格との連動が形成された。これによって天然ガス取引の多くが石油連動価格制による価格設定となったのである。

世界の価格体系

2008年以降のガス市場は地域によって価格の大きなばらつきが発生したため、三つの価格体系が発生している。一つ目が日本におけるJLCである。この価格はJCCにリンクしており、石油連動価格制によって価格設定が行われている。二つ目はアメリカのヘンリー・ハブ価格である。スポットプライシン

ゲシステムによって政府の役割を小さくした自由な取引が導入されている。三つ目はヨーロッパ地域における天然ガス価格指標のNBPである。ヨーロッパ地域で消費されるガスの約51%は石油価格連動制が取られており、一部の国においてのみ競争価格が導入されている。

このように世界の価格体系はそれぞれ特徴を持っているが、今後天然ガス市場の活性化を考えた場合ヘンリー・ハブ価格のような石油価格と完全独立した市場を持つ必要がある。しかしすでに存在する契約の関係上、急速に石油連動価格から独自の市場価格へ移行することは容易なことではない。効率的で自由な世界的な取引市場形成のためには長期的な取り組みが必要なのである。

石油価格連動制の問題点

石油価格連動制はガス産業形成の背景から長い間利用されてきた価格決定体系であったが、天然ガス産業の成熟化と産業変化によって変化が迫られている。

問題が明らかとなったのは2000年半ば以降の原油高によって原油価格と天然ガス価格が大きく乖離したことよってであった。この事態によって異なる二つのエネルギーを連動させることの問題点が取り上げられるようになり、さらに天然ガス需要の高まりからより効率的な市場形成を求める声が高まったのである。

おわりに

本稿はエネルギー問題の外観によって天然ガスの今後予想する重要性を明らかに、ヨーロッパにおける市場統合とその足掛かりとして行われた各国の天然ガス市場の自由化について分析を行った。

ヨーロッパにおける天然ガスはエネルギー供給におけるリスク分散からヨーロッパ地域における安全保障、また経済性を損なわないエネルギーとしての必要性といったように時代を経るごとに多くの意味合いを付加されてきたエネルギーである。このような複雑な意味を持つエネルギー資源である天然ガスは今後、多くのエネルギー資源の中でも特に注目されていくエネルギーであるといえる。

現在、天然ガスは生産国側の生産量の大きな増加と輸入国側の環境政策を伴ったエネルギー政策による需要拡大によって革命ともいえる時期を迎えている。本来、天然ガス革命とは生産国側の技術革新等に使われるものであるが、本稿では輸入国側であるヨーロッパの輸入量拡大による変化もこのガス革命の結果と捉え、扱っている。

生産量の拡大と需要の増大は天然ガス市場に大きな影響をあたえ、統一市場を目標とした世界的な動きが生まれている。このように天然ガスは政治経済的に重要なエネルギーであり、今後中長期的に動向を注視していかなければならないエネルギーであるといえることができる。

[資料・参考文献一覧]

一次資料

- ・“GREEN PAPER A 2030 framework for climate and energy policies” (2013) <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52013DC0169&from=EN>>
- ・“The European Strategic Energy Technology Plan (SET-Plan)” (2010) <http://ec.europa.eu/energy/publications/doc/2010_setplan_brochure.pdf>
- ・“Directive 2003/55/EC of The European Parliament and of The Council of 26 June 2003, concerning common rules for the internal market in natural gas and repealing Directive 98/30/EC” (2003) <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32003L0055&from=EN>>
- ・“Directive 94/22/EC of the European Parliament and of The Council of 30 May 1994 on the condi-

tions for granting and using authorizations for the prospection, exploration and production of hydrocarbons” (1992) <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31994L0022&from=EN>>

- ・ BP <<http://www.bp.com/>>
- ・ EU <http://europa.eu/index_en.htm>
- ・ International Energy Agency: IEA <www.iea.org>
- ・ OECD <<http://www.oecd.org/>>
- ・ 外務省
- ・ 経済産業省

二次資料

◆シンクタンク

- ・ 一般社団法人海外電力調査会 (JEPIC) <<http://www.jepic.or.jp/index.html>>
- ・ 一般財団法人高度情報科学技術研究機構 (RIST) <<http://www.rist.or.jp/index.html>>
- ・ 一般財団法人石油エネルギー技術センター (JPEC) <http://www.pecj.or.jp/japanese/index_j.html>
- ・ 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 (IEEJ) <<http://eneken.ieej.or.jp/>>
- ・ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) <<http://www.jogmec.go.jp/>>
- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) <<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>>

◆定期刊行物

- ・ IEEJ 『エネルギー経済』
- ・ JETRO 『ユーロトレンド』
- ・ JOGMEC 『石油・ガスレビュー』
- ・ 経済産業省 『エネルギー白書』
- ・ 『フォーリン・アフェアーズレポート』

◆参考文献

- ・ Filippou Proedrou, EU Energy Security in the Gas Sector, Ashgate, 2012.
- ・ Sanam S. Haghighi, Energy Security, Hart Publishing, 2007.
- ・ 石井彰 『エネルギー論争の盲点』 NHK出版、2011年。
- ・ 伊原賢 『シェールガス革命とは何か』 東洋経済新報社、2012年。
- ・ 伊原賢 『シェールガス戦争』 日刊工業新聞社、2011年。
- ・ 梅津和郎 『ロシア天然ガス産業の経営構造』 晃洋書房、1997年。
- ・ 小森吾一 『ロシアの石油・天然ガス』 東洋書店、2004年。
- ・ 酒井明司 『ガスプロム』 東洋書店、2007年。
- ・ 坂口泉・蓮見雄 『エネルギー安全保障』 東洋書店、2007年。
- ・ 塩原俊彦 『パイプラインの政治経済学』 法政大学出版局、2007年。
- ・ ジャン＝マリー・シュヴァリエ (林昌宏訳) 『世界エネルギー市場』、作品社、2007年。(原著: Jean-Marie Chevalier “*Les grandes batailles de l’énergie*” Gallimard)
- ・ ジャン＝マリー・シュヴァリエ (林昌宏訳) 『21世紀エネルギー革命の全貌』 作品社、2013年。(原著: Jean-Marie Chevalier, *L’avenir énergétique cartes sur table.*)
- ・ ジョナサンP. スターン (山藤泰訳) 『エネルギー市場の競争条件』 白桃書房、2000年。(原著: Jonathan P. Stern, *Competition and Liberalization in European Gas Markets.*)

- ・長谷川公一『脱原子力社会へ』岩波新書、2011年。
- ・脇坂紀行『欧州のエネルギーシフト』岩波新書、2012年。
- ・日本エネルギー学会『天然ガスパイプラインのすすめ』日本工業出版、2011年。
- ・経済産業省『エネルギー白書2014年版』全国官報販売協同組合、2014年。

◆参考論文

- ・市原路子「北米のシェールガス革命」2009年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf.pl?pdf=0904_out_e_us_shale_gas%2epdf&id=2801>
- ・内野逸勢「欧州ガス市場の自由化と日本への示唆①」2014年。<http://www.dir.co.jp/research/report/esg/esg-report/20140714_008753.pdf>
- ・内谷逸勢「欧州ガス市場の自由化と日本への示唆②」2014年。<http://www.dir.co.jp/research/report/esg/esg-report/20140714_008754.pdf>
- ・大貫憲二「欧州におけるLNGビジネス動向」『石油・ガスレビュー』Vol. 47、2013年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/4/4891/201305_057a.pdf>
- ・大貫憲二「欧州における天然ガス購入価格見直しの動き」2012年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf.pl?pdf=1210_out_h_eu_gas_price_renegotiations%2epdf&id=4776>
- ・高度情報科学技術研究機構「イタリアの国情およびエネルギー事情」2013年。<http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_No=14-05-14-03>
- ・近藤大輔「スペイン」2004年。<<http://eneken.ieej.or.jp/news/trend/pdf/spain040630.pdf>>
- ・田中信世「EUの共通エネルギー政策への取り組み」2006年。<<http://www.iti.or.jp/kikan64/64tanakan.pdf>>
- ・田中信世「EUのエネルギー政策とエネルギー需要」2007年。<<http://www.iti.or.jp/kikan68/68tanakan.pdf>>
- ・友永隆浩「EUのエネルギー戦略」2010年。<http://mitsui.mgssi.com/issues/report/r1012br_tomonaga.pdf>
- ・齊藤晃「スペイン：自由化を受けた、公益企業の海外/上流進出～天然ガス/LNGを中心に～」2004年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/0/800/0406_out_c_h_es_public_utility_ng_lng.pdf>
- ・坂本茂樹「天然ガスの基礎講座」『JOGMEC NEWS』Vol. 25、2011年。<http://www.jogmec.go.jp/library/oilgas_007.html>
- ・坂本茂樹「欧州から活発化した天然ガス価格フォーミュラを巡る議論」2010年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/3/3494/1001_out_c_h_m_gas_price_formula.pdf>
- ・鈴木一人「EUの「資源外交」を巡る戦略とその矛盾」『年報公共政策学』第6号、2012年。<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/51932/1/APPS6_012.pdf>
- ・石油エネルギー技術センター（JPEC）「北アフリカ5ヵ国のエネルギー産業」JPECレポート、第34回、2012年。<http://www.pecj.or.jp/japanese/minireport/pdf/H24_2012/2012-034.pdf>
- ・富田輝博「OECD主要国におけるエネルギー政策と環境政策」文教大学情報学部『情報研究』第23号、2000年。<<http://www.bunkyo.ac.jp/~tomita/no23.pdf>>
- ・永井一聡「欧州における脱石油価格連動に向けた新たな長期ガス売買契約の締結状況」2013年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf.pl?pdf=1309_out_h_de%2doil_link_longterm_contracts%2epdf&id=4977>
- ・永井一聡「欧州天然ガス・LNGの現状と見通し」2014年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf.pl?pdf=201404_out_h_europe_gas_lng_now_outlook.pdf&id=5239>
- ・永井一聡「2014欧州シェール開発状況～商業生産に向けて多くの地固めが必要～」2014年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf.pl?pdf=1408_out_h_00_2014_europe_shale%2epdf&id=5331>

- ・永井一聡「存在感を増していく欧州ユーティリティ企業の上流活動」2014年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf.pl?pdf=1410_out_e_h_upstreambusiness_european_utility%2epdf&id=5382>
- ・永井一聡「欧州の天然ガス・LNG情勢を読む」『石油・天然ガスレビュー』vol. 48、2014年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/5/5399/201411_021a.pdf>
- ・日本エネルギー経済研究所 (IEEJ)「カタール」2011年。<http://eneken.ieej.or.jp/news/trend/pdf/2011/4_07Qatar.pdf>
- ・日本原子力産業協会「世界の原子力発電開発の動向」<http://www.jaif.or.jp/ja/joho/press-kit_world_npp.pdf>
- ・日本貿易振興機構 (JETRO)「マグレブ3カ国の経済・貿易・投資 (アルジェリア)」2011年。<<https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000686/argeria.pdf>>
- ・日本貿易振興機構 (JETRO)「欧州・トルコのエネルギー政策と企業動向」2014年。<<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001581/07001581.pdf>>
- ・日本貿易振興機構 (JETRO)「EU のエネルギー安全保障を巡る動き」2007年。<https://www.jetro.go.jp/jfile/report/05001447/05001447_001_BUP_0.pdf>
- ・橋本裕、小山司「アジア太平洋LNG市場の多極化とビジネスモデルの変化」2012年。<<http://eneken.ieej.or.jp/data/4189.pdf>>
- ・蓮見雄「EUのエネルギー政策とロシア要因について」『石油・ガスレビュー』Vol. 45、2011年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/4/4493/201109_001a.pdf>
- ・蓮見雄「EUのエネルギー規制の「輸出」とロシア—天然ガスを中心に—」2011年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/4/4493/201109_001a.pdf>
- ・濱田秀明「新首長下でのカタールの石油・天然ガス開発の現況と展望」2013年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf.pl?pdf=1311_out_h_00_Qatar_Resource_trend_2013%2epdf&id=5042>
- ・久谷一郎「欧州におけるガス事業制度」2008年。<<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/1726.pdf>>
- ・久谷一郎・村上朋子「欧州エネルギー政策の課題」2012年。<<http://eneken.ieej.or.jp/data/4423.pdf>>
- ・藤島弘治「欧州のガス供給セキュリティ戦略」2009年。<<http://eneken.ieej.or.jp/data/2773.pdf>>
- ・ホワイト&ケース東京事務所「福島後の欧州のエネルギー政策」2011年。<<http://www.whitecase.com/files/Media/b6dde210-9c56-49ad-a9ac-f39375ca1362/Preview/TranscriptFile/Energy-MacLennan-Presentation.pdf>>
- ・本村真澄「繰り返されたロシア・ウクライナの天然ガス紛争」2009年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf.pl?pdf=0901_B04_motomura_RussiaUkraine%2epdf&id=2227>
- ・本村真澄「ロシア：エネルギーからみたウクライナ問題」2009年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf.pl?pdf=0901_B04_motomura_RussiaUkraine%2epdf&id=2227>
- ・本村真澄「ロシアの石油・ガス開発は欧州市場とともに発展してきた」『石油・天然ガスレビュー』vol. 48、2014年。<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/5/5400/201411_001a.pdf>
- ・森川哲男・石賀敬・鈴木健雄「フランスとスペインにおけるパイプラインガスとLNGの位置づけに関する調査」2006年。<<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/1227.pdf>>
- ・ミッチェル・A・オレンシュタイン「ウクライナ危機と独口の特別な関係」『フォーリン・アフェアーズレポート』4月号、2014年。

安部公房とフリオ・コルタサルの比較研究

——〈アイデンティティ喪失〉の隠喩——

オルネド・ルシア

指導教員 大野 英二郎

安部公房とフリオ・コルタサルは二人を隔てる地理・文化的な距離にもかかわらず、文学的な概念や好奇心を共有していた。そして世界に影響を与え、現実に対する考え方や感じ方を変化させた様々な政治的・社会的・芸術的事件が起きた同じ時代を二人は共に体験した。彼らが作品で表現した人間の存在と葛藤の中からは〈アイデンティティ〉の主題が際立ち、長編や短編において様々な技法を用いてこのとりわけ人間的な問題について考察した。

本論はそれらの中から、特に〈変身〉というテーマに注目した。なぜなら変身が内包する心理的・哲学的・芸術的問題を把握することによって、現象を超えた存在の広がりや意味を、深く読み取ることができるからである。つまり二人の作家が変身を扱う方法を比較検討することによって、どのように彼らが人間存在の根源的問題を考えていたかを明らかにすることができる。それゆえ本論では、彼らが変身をどのように表現し、それによって何を伝えようとし、何を考えたのかを観察した。彼らの視点の間に橋をかければ、我々の時代にも影響を与えてつづけている、この時代をより深く理解できるのではないだろうか。そのために本論では比較文学の視点から安部とコルタサルの変身物語を考えた。すなわち文学理論、社会や歴史の状況を踏まえ、言語の分析を通じて、安部とコルタサルの作品を分析し、その解釈を考察した。

序論で二人の作家の伝記的事実を簡潔に振り返った後、続く本論は主に三つの段階をたどって、展開した。まず第二部では〈新幻想文学〉というジャンルの理論を考察して、本論で扱う作品をそのジャンルに位置づけた。〈新幻想文学〉は二十世紀における〈幻想文学〉の進化であった。〈幻想〉のジャンルも時代の新たな理論や概念に応じて、それまでの論理や理性に支配された考えから離れ、新しい現実の搜索という事業に入っていった。新しい〈幻想〉は、ハイパーリアリズムへの反応であり、再び超自然への扉を開いたが、その主たる舞台となったのは我々の現実の世界であった。この新幻想文学のジャンルをもっと具体的に説明するなら、様々な論者によって指摘されている三つの特徴をあげることができる。第一に、作品は現実の世界の環境で展開する。第二は、その〈現実的〉な環境に超自然な存在が侵入する。つまり自然法則が律すると考えられる我々の日常的な世界に、急にその世界に属しないものが現れる。第三の特徴は合理的な説明が不在することである。つまり、物語は開かれたままに終わってしまう。このジャンルの特徴は、単なる文学的形式としてだけではなく、作家が持っていた現実の概念をも反映する。それは安部とコルタサルが共通していた考え方で、現実とは日常的に体験している世界だけではなく、その〈向こう〉に〈他者性〉が存在しているという世界像であった。二人の作家は幻想的な作品を使用し、その向こうの可能な世界を探検する目的を持っていた。

次に第三部では、文学の歴史的伝統の中で、変身のテーマがどのように扱われてきたのかを観察して、変身における安部とコルタサルの独自性を照らし出した。二人が文学の伝統を受け継いでいるのは明らかで、実際に古典作品を直接に引用する場合も存在する。しかし彼らの作品における変身とは、ほかならぬ現代に位置していて、それに伴う歴史的、社会的、思想的な特性を含む。古典古代においては変身が現実の原因や現象を説明する試みであったことは異なり、安部とコルタサルの場合、変身から教育的な意図を排除する。彼らにとって、変身とは現実を〈説明〉する方法ではなく、むしろ現実を〈探検〉する方法である。彼らの作品のもう一つの特徴は、変身という現象が一般的な人間である登場人物の日

常的な世界に侵入することである。この特徴があるからこそ、読者は登場人物と自分を同一視できる。神話が物語る神々の暮らす天界や説話の遠い自然と違い、このような舞台設定は読者にとって非常に身近に感じられる。変身は都市にある我々の家に侵入するのである。

第三部ではあわせて、安部とコルタサルが変身物語で語るアイデンティティの問題を紹介した。二人が生きた二十世紀はアイデンティティ危機の世紀であるともいえる。戦後は道徳的価値観や伝統的価値観を問い直す時代であった。その後、ある程度の安定に至って、発展へと向かっても、世界は平穏になるどころか、目がくらむほどの速さで際限のない成長が始まり、人間の命さえなおざりにされてしまうようになった。このような状況が、人々の気持ち、現実の解釈方法、精神などに深い影響を及ぼしたことは明らかだろう。二人の作家の人生においても葛藤的なエピソードがあった。満州で育った安部とヨーロッパへ移民したコルタサルは、いずれも異国にあって自意識が二重化する。さらに若い頃に身近な人の死を二人とも体験し、そこから強い印象を受ける。また戦中や戦後の厳しい状況も、彼らの精神に深く刻まれる。

このような不安定な状況では自分のことを知り、自己を造ることは不可能であろうか。心理学者にとってはまだ可能性は残されている。その一つの例は芸術活動である。実は安部が書き始めたきっかけは幼なじみの死であった。コルタサルの場合はエドガー・アラン・ポーから受けた印象のためであった。ちなみに安部もポーに深く心酔し、賞賛してやまなかった。安部とコルタサルは、それぞれが体験した内的な断絶や葛藤的な経験によって人間の本質について自問することに導かれ、アイデンティティの危機を多くの作品のテーマとした。上で述べたように人間性やアイデンティティ問題を巡る思考は彼らの長編や短編に繰り返して出てくる。安部の作品の登場人物は窒息するような限界の状況に絡み、アイデンティティが動揺する。『他人の顔』(1964)、『人間そっくり』(1967)、『箱男』(1973)、『密会』(1977)などの長編では登場人物が、身の安全やアイデンティティを脅かす危うい状況にある。コルタサルの場合、最も有名な『石蹴り遊び』(1963)という巨大な長編やその三年前に執筆された『賞たち』(1960)という長編では登場人物のアイデンティティについて読者に深く考えさせる。しかし実存的な問題は、長編だけではなく、様々な文体や舞台の短編を通じて、二重化する人、超自然な存在を感じる人、別の時間帯や遠い次元で存在する人と繋がっている人達のストーリーにも現れている。

二人の作家とも長編と比べると、短編においての方が、〈新幻想的〉な舞台を使用して他者への探検やアイデンティティ問題を提起する傾向があるといえる。その戦略を通じて確実で安定した日常的な現実を問いかけるのである。つまり新幻想的な装置はその向こうの存在への架け橋だけではなく、慣用的な方法では接近できない、分裂している自己を探検させる道でもあるので、人間の最も深くにある存在への架け橋でもある。この意味で、安部もコルタサルもこのテーマを扱う作品において〈変身〉を使用したことは非常に興味深い。

そして第四部では、変身をテーマとする二人の作品が共有する要素を分析することによって、アイデンティティ喪失の問題を考察した。それは〈内面の空虚〉、〈二重性と両義性〉、〈内側から生じる存在〉、〈人間性の減少と喪失〉と〈言葉から生じる新たな可能性〉の五つの要素である。これらの要素を踏まえると、〈変身〉が〈アイデンティティ喪失〉の隠喩として使用されているという解釈が導かれる。

まず〈内面の空虚〉とは、変身する前の登場人物が共通して空虚の感覚を抱いているということである。作品を分析すると、その物理的・精神的空虚の感覚が、より根源的な空虚と繋がっていることがわかる。登場人物が変身へと導かれるのは空虚の感覚からであり、その感覚はアイデンティティの空虚を反映している。安部とコルタサルのそれぞれの短編では、空虚の感覚は様々な状況の結果として示される。登場人物の感じる空虚が読者に推測される場合もあるが、明らかに言及されている場合もある。例えば安部の『S・カルマ氏の犯罪』の主人公のS・カルマの胸は本当に〈からっぽ〉である。しかしコルタサルの『転居』の仕事に捧げた全生涯のライムンドが覚える感情も空虚にほかなるまい。本論で分析する作品のグループでは、登場人物がシステムの一員になれず、人間性が疎外され、自分の中には何

もない、空疎であると感じるのである。それゆえ彼らは別のものに変身する。名前を失うS・カルマのように、彼らは皆、存在理由つまりアイデンティティを失い、繭、水、棒、別の人等になってしまう。

〈二重性と両義性〉とは、〈内・外〉、〈表・裏〉、〈右・左〉等の表象によって物質的に表現された登場人物の二重性を指す。例えば安部の「デンドロカカリヤ」のコモンは植物になる前に幾つかの発作に苦しむが、そのとき顔は裏返しになって、内と外が逆転する。そしてコルタサルの「誰も悪くはない」ではセーターを着ようとする登場人物の右手が彼の意図に従わないし、攻撃される爪になり、結局語り手の行為は不可能になる。ほとんどの作品では二重な葛藤が解決されないまま、登場人物が変身してしまう。これらの物語に表現されている二重性あるいは両義性は、分裂しているアイデンティティを持つ登場人物の内的な葛藤の表徴であると考えられる。それぞれの作品では、対立する力の戦いが展開し、すべての場合、もう一方の側が勝利する。従って登場人物は最初のアイデンティティを失うことになる。そこに提示される二つの要素は補い合っているが、同時に和解できない。これらの作品は、人間と、それに対立する変身した人間でないものという両義性にまとめられる。いいかえれば登場人物は葛藤している二つの部分を調和できないため、平衡を失ったアイデンティティを持つ人物になってしまう。

他方、登場人物を変身へ駆り立てるのは、人物自身の内面に由来する力である。つまり、〈内側から生じる存在〉によって人間性を奪われる。安部とコルタサルの作品において、葛藤する二つのアイデンティティは同じ一人の人間から出現する。外の行為者の働き掛けによる古典的な変身（ある神が別の神を動物や植物に変化させる）と違い、この二人の作家の作品における変身を動かすものは、人物自身の中から由来する。その存在が明示的に記される場合もある。例えば安部の「デンドロカカリヤ」のコモンの《心の中で何か植物みたいなものが生えてくる》と覚える。そしてコルタサルの「ウーパールーパー」では、登場人物が感じる内側の存在が人間と、その人間が変身する動物との繋がりとして表現される。「ウーパールーパー」の語り手は初めて出会う時からこの動物と親密に繋がっていると感じる。安部とコルタサルの変身物語で現れるこのような内側の存在は、もう一つの自分の表現であると考えることができる。しかしその別の自分はアイデンティティを豊かにする捕捉的な要素であるどころか、アイデンティティに対して否定的な存在である。それが、人間自身の最も深い所から現れ、その人間本来のアイデンティティを奪うからである。

本論で観察した短編では、変身する登場人物は、それぞれに異なる程度で〈人間性を減少・喪失〉する。人間性の喪失が部分的な場合もあるが、完全に喪失する場合もある。例えばコルタサルの「大きくなる手」と「誰も悪くはない」では登場人物の手だけ変身し、それを表現するために、コルタサルは動物や機械を意味する名詞を使用する。そして安部の「バベルの塔の狸」のKアンテンは透明になるが、目だけがそのまま残る。完全に変身するのは、例えば壁になる安部の「S・カルマ氏の犯罪」と「魔法のチョーク」の主人公やコルタサルの「ウーパールーパー」でその動物になる男性である。上に分析した短編では登場人物が変身すると、人間としてのアイデンティティも喪失する。外見のみの変化ではなく、人間特有の能力も失う。とりわけ変身がもたらすコミュニケーション能力の喪失は、〈変身〉が〈アイデンティティ喪失の隠喩〉として使用されているとする解釈へ導くキー・ポイントとなる。

最後に安部とコルタサルの個性的な言葉遣いという要素に注目した。二人の作家は、それぞれの変身物語において、戦略としてアナグラムや慣用語、言葉遊びを使用している。もっとも明らかな例はコルタサルの「遠い女」である。登場人物の名前を構成する文字から不思議な道が開ける。自分の名前の綴りの順番を変えると、《(Alina Reyes) だと、es la Reina y… (彼女は女王様、そして……)》に変化する。この女王様でない女は、後にブダペストに住んでいる《女乞食》であると分かる。この他者の存在は主人公アリーナを混乱させ、彼女は《乞食》と出会うために、新婚旅行でブダペストへ行くことにする。そして二人は抱き合った瞬間に、互いの体を交換する。安部も単語の重層的な意味を使用する〈語り〉の戦略を活かす。しかし彼の短編の場合は、ある表現を構成する単語がもつ隠喩的な意味を捨てて、文字どおりの意味として使用することによって、現実とはさらに異なる姿の提示が可能になる。例えば「詩

人の生涯」では《私は〈綿〉のように疲れて》いる女の人は〈糸〉になってしまう。糸車を踏み続けているこの女性の場合は、疲れを示すために、この表現を使うことは特別な含蓄を持っていた。これらの戦略によって、上に述べた安部とコルタサルによる〈他者性〉の探検が〈単語〉の次元までに及んでいることが明らかになる。二人にとっては、単語自身がその他の存在への扉である。つまり彼らの作品は、単語によって新しい幻想的な現実を創造するのではなく、単語を通じて他者の現実へアクセスするのである。このような言葉遊びがシュールリアリズムにおいても特別な意義を持っていたことは、時代との関連を考える上で重要な意味を持つ。安部とコルタサルは単語に潜在している意味や抑圧されている意味を取り出すことに秀でていた。そして彼らの作品にはシュールリアリズムへの言及も多く、「遠い女」も「詩人の生涯」にもダリの名前が出てくる。象徴の中に象徴を隠していたダリの言及は偶然ではないであろう。この点を敷衍すると、安部とコルタサルは言葉遊びを活用するが、彼らの場合には、それが喪失や破棄に終わる遊びであるといえる。

このように安部とコルタサルの作品では〈アイデンティティ問題〉が重要なテーマを形成する。彼らはそれぞれの生涯にかけて、様々な手法を駆使して、この問題に取り組んだが、本論で〈変身〉に焦点を当てた。〈変身〉において彼らの間には相違点も存在する。安部の場合、変身物語は彼の初期作品に限られたテーマであったことに対して、コルタサルはより長い時期にわたって変身のテーマを扱った。言葉遣いに関しても上に述べたように、二人の文章にはシュールリアリズムからの影響は明らかであるが、安部とコルタサルの文体は、それぞれの個性があり、全く異なる部分もある。安部の文体は直接的で、描写は特に効果的である。また安部の作品には非常に人間的要素が色濃くなって、それはスカトロロジーや淫らな描写なども含む。一方、コルタサルは審美的観点からより好ましい効果を追求し、彼の作品はとりわけ詩的である。

しかし二人の軌跡の交錯する点に、変身が位置していた。本論で取り上げた短編は現代人が体験する内側空虚について考えさせる挑発である。二人は内面の葛藤を解決できないという問題の最も悲劇的な結果を探検する。それは現代人が向かう不可避な喪失である。登場人物は変身すると、自分ではないが、しかし自分の内面から生じた他者のアイデンティティの下に居るしかない。変身は〈喪失の事態〉の認識に他ならない。

[参考文献]

分析対象の短編

安部公房の短編

- 「家」『安部公房全集 第七巻』新潮社、2009年、388-401頁
- 「赤い繭」『安部公房全集 第二巻』新潮社、2009年、492-494頁
- 「洪水」『安部公房全集 第二巻』、新潮社、2009年、495-498頁
- 「詩人の生涯」『安部公房全集 第三巻』、新潮社、2009年、74-83頁
- 「デンドロカカリヤ」『安部公房全集 第二巻』、新潮社、2009年、234-254頁
- 「S・カルマ氏の犯罪」『壁』新潮社、2013年、11-144頁
- 「バベルの塔の狸」『壁』新潮社、2013年、145-218頁
- 「棒」『安部公房全集 第五巻』、新潮社、2009年、231-235頁
- 「魔法のチョーク」『安部公房全集 第二巻』、新潮社、2009年、499-509頁

フリオ・コルタサルの短編

- 「占拠された家」(Casa tomada) 内田吉彦訳『アルゼンチン短編集』国書刊行会、1990年、99-109頁

- 「大きくなる手」(Las manos que crecen) 寺尾隆吉訳『対岸』水声社、2014年、22-33頁
- 「転居」(Mudanza) 寺尾隆吉訳『対岸』水声社、2014年、91-104頁
- 「遠い女」(Lejana) 入谷芳孝、木村栄一訳『遠い女 ラテンアメリカ短編集』国書刊行会、1996年、75-92頁
- 「山椒魚」(Axolotl) 木村栄一訳『いのちのこたち』筑摩書房、1995年、78-88頁
- 「誰も悪くはない」(No se culpe a nadie) 木村栄一訳『遊戯の終り』国書刊行会、1977年、11-15頁
- 「黄色い花」(Una flor amarilla) 木村栄一訳『遊戯の終り』国書刊行会、1977年、81-90頁
- ・ 安部公房「カフカの生命」(1980)『安部公房全集 第二十七巻』新潮社、2009年、59-66頁
 - ・ 安部公房『砂漠の思想』講談社文芸文庫、1995年
 - ・ 安部公房「私の小説観」(1954)『安部公房全集 第四巻』新潮社、2009年、282-284頁
 - ・ 安部ねり『安部公房The Biography of Kobo Abe』新潮社、2011年
 - ・ 石川淳「序」『壁』新潮社、2013年、5-8頁
 - ・ 高野斗志美「安部公房のキー・ワード」『作家の世界・安部公房』、vol. 番町書店、1978年、239-280頁
 - ・ 寺尾隆吉「訳者あとがき」『対岸』水声社、2014年、169-179頁
 - ・ トドロフ・ツヴェタン (三好郁郎訳)『幻想文学論序説』東京創元社、1970年
 - ・ 本多秋五「変貌の作家安部公房」『作家の世界・安部公房』、vol. 番町書店、1978年、55-70頁
 - ・ 柳田國男「狸とデモのロジー」『妖怪』河出書房新社、2000年、245-252頁
 - ・ Alazraki, Jaime, *En busca del unicornio: los cuentos de Julio Cortázar. Elementos para una poética de lo neo-fantástico*, Madrid: Gredos, 1983.
 - ・ Bassnett, Susan, “¿Qué significa literatura comparada hoy?”, in *Orientaciones en literatura comparada*, Madrid: Arco Libros, 1998, pp. 87-101
 - ・ Bozzetto, Roger, “¿Un discurso de lo fantástico?”, in *Teorías de lo fantástico*, Madrid: Arco Libros, 2001, pp. 223-242.
 - ・ Cortázar, Julio *Cartas 1937-1954*, Buenos Aires: Alfaguara, 2012.
 - ・ Cortázar, Julio *Clases de literatura, Berkeley, 1980*, Madrid: Alfaguara, 2013.
 - ・ Frosh, Stephen, *Identity Crisis. Modernity, Psychoanalysis and the Self*, London: Macmillan, 1991.
 - ・ Herráez, Miguel, *Julio Cortázar, una biografía revisada*, Barcelona: Alrevés, 2011.
 - ・ Iida, Yumiko, *Rethinking Identity in Modern Japan*, London: Routledge, 2002.
 - ・ López López, Matías, “Mito y filosofía en las Metamorfosis de Ovidio: Ulises, Hércules, Niobe, Licación”, in *Cuadernos de Filología Clásica*, Madrid: Universidad Complutense, Vol. 22, 1989, pp. 167-174.
 - ・ Zambrano, Gregory, “¿Inmortalidad o repetición? El mito revisitado en “Una flor amarilla”, de Julio Cortázar” in *Contexto Segunda etapa* Vol. 18 No. 20, 2014, pp. 131-168.

グローバル時代における国際機関の機能

—OECD・PISAにおける学力標準化の事例から—

山本 光

指導教員 上原 良子

本論文では、グローバリゼーションと高度情報化が急速に進展する状況の中で、国際機関が果たす意義とはいかなるものか、OECD (Organisation for Economy and Cooperation, Development : 経済協力開発機構) は、は現在いかなる役割を果たし、どのように国際社会に貢献しているか明らかにする。そのために、国際機関が国際社会に対して影響力をより高めるための有効な手法として、国際的な「標準化」に着目し、そのために重要な要素を明らかにすることをテーマとし、OECDの実施する国際学力調査PISA (Programme for International Student Assessment : OECD生徒の学習到達度調査) の事例を中心に検討していく。なぜなら、OECDは法的拘束力を持たない国際機関ⁱ⁾の一つであるが、昨今注目を集めているPISAは、現在参加各国に大きな影響力を持つ標準学力を形成し、参加各国の教育改革を推し進めたプログラムであり、本テーマを検討する上で良い事例となり得るからである。具体的なアプローチとしては、PISAが国際的な標準学力として参加各国に受容されたメカニズムについて、ソフト・ロー論ⁱⁱ⁾の政治的 (道義的) 拘束性という視点から分析する。

第I章 ソフト・ロー

ここでは、PISAが国際的な標準学力として受容されたメカニズムを説明する上で重要となる「ソフト・ロー」の概念およびその効果を高める手段について考察する。一般的に国際機構の諸機関が採択する決議は法的拘束力を持たないが、PISA参加国はしばしばその基準や提言に則って教育政策を改革している。法的拘束力を持たないPISAに各国が従う理由を検討するため、本論文ではその規範的な性格に焦点を当て、PISAをソフト・ローの一種として考察する。そこで、本章では齊藤 (2005) の「ソフト・ロー論の三つの系譜」のうち、PISAを「国際規制の手段としての基準やガイドライン等」とみなし、法的拘束力のないソフト・ローを各アクターに遵守させるための「政治的 (道義的) 拘束性」を高める手段について論じる。

ソフト・ローは、「規範」の性格に着目した分類であり、ハード・ローと比較すると受範者にとっての義務的拘束性は低い。しかし、たとえその規範を遵守する法的義務はないとしても、政治的 (道義的) 拘束性を受けけるものであるⁱⁱⁱ⁾。藤田 (1992) によると、ソフト・ローとは、広義では受範者に明確な権利義務を定めた規範 (ハード・ロー以外のもの) であり、狭義ではハード・ローを生み出す基礎となり得るより上位の規範とみなされる。また、従来の法源ではないものの、法的性格が争われる、ないしは否定される規範、あるいは政治的・道義的性格の強い規範を持つものとしている。

このような法的拘束力のないソフト・ローを各アクターに遵守させるための政治的 (道義的) 拘束性を高める手段として、ピア・レビューおよびその効果であるピア・プレッシャー、競争原理、メディアの利用および世論形成が挙げられる。競争意識は政策を進める原動力となり得、さらに明確なランキングは「ソフト」な圧力を生じさせ、競争を助長する。マス・メディアには、議題 (agenda) 設定をする機能があり、報道が盛んになればなるほど、多くの国民が「重要なトピック」として認識することとなる。民主主義国家の政策立案者にとって、有権者である国民は選挙において直接その立場を左右する存在であるため、政策立案者たちはマス・メディアにおける報道が盛んな時は特に、国際機関の政策に従ったり、自国のパフォーマンスを向上させようとしたりする。3章では、ここで挙げた競争原理とメディ

アの利用および世論形成をPISAが国際的な標準学力として参加各国に受容されたメカニズムの要素であるとみなし論じている。

第Ⅱ章 OECDにおける教育分野の概要と変遷～PISAを中心に～

教育分野やPISAの成立を知ることで、関係各国および関係者の利害関係を検討し、国際的な学力の標準化の狙いを明らかにする。また、PISAがどのように合意に至ったのかを知ることで、国際的に最も影響力あるプログラムの合意形成の手法を明らかにする。

OECDの教育分野成立の背景には、ヨーロッパにおける教育政策への高い関心があった。教育分野は成立当時OECD内部での扱いはそれほど高くなかったが、1983年に公表されたアメリカの教育改革レポート『危機に立つ国家』(A Nation at Risk)において転機を迎えた。アメリカ政府、特に教育長官は、OECDに「国際教育インディケータ事業」を行うように提案した^{iv)}。これには、アメリカ国内の討論を他国に広め、教育の危機をめぐる議論を国際問題にしようという思惑があった。この提案にはフランス政府の後押しもあった。フランスは左翼政権が社会経済的に不利な子ども達の教育の機会を懸念しており、当時の教育相ジャン・ピエール・シュヴェヌマン^{v)}は、フランスのエリート主義の破綻を証明するため、生徒の成績に関する指標を要求した^{vi)}。

教育インディケータ事業の成立には、グローバリゼーションの萌芽が関係していると言えるだろう。世界市場における経済競争では、各国が国際的な競争力の一層の強化を必要とし、各国でこれを支える人的資源の確保つまり人材養成手段としての教育の重要性が一層認識されたのである。同時に、財政事情の悪化から、各国の財政事情に国民の厳しい目が向けられ、自国の教育システムが、投入された資源に見合う成果を挙げているかどうかが問われるようになった時期でもあった^{vii)}。

PISAは、CERIが従来のような成績評価では不十分だと判断し、1990年代に教科の知識習得よりも、社会に出て使える力を測定することを決定したことに始まる。福田(2009)は、PISAの合意形成が容易になった背景には、UNESCOの歴史的な土台があると推測している^{viii)}。UNESCOが開発し、世界的に普及させた統計の手法をOECDが採用し、CERIがより精緻化することで、PISAに応用させたのである。つまり、OECDのINE事業およびPISAの普及の背景には、UNESCOというそれまで世界的に教育分野をリードしてきた存在があるのである。

それに加え、PISAの成立にはTIMSS (Trends in International Mathematics and Science Study: 国際数学・理科教育動向調査)への対抗意識が見られる。この学力調査はPISAより歴史が古いが、現在世界的にもっとも知名度が高く影響力の大きい国際学力調査として認識されているのはPISAである^{ix)}。OECDは、IEAについて、30年におよぶ指標を提供してはいるが、その見解は、初期調査に参加した限られた国々の、テストで比較できる限られた範囲における限定的なものとして批判し^{x)}、PISAについてはその独自性を強調している。IEA、TIMSSに対する対抗意識は人事にもみられる。PISA発足にあたって、後のPISAの統括責任者であり、OECD教育局の指標分析課長であるアンドレア・シュライヒャーを始めとするIEAのメンバーがOECDへ移っている。シュライヒャーは、OECDで活躍する以前、IEAにおいて測定分析手法の開発者であるキーヴェスの下で国際学力調査の分析を行っていた。対抗的な教育戦略作成のために敵方から人材引き抜きを行ったのである^{xi)}。

第Ⅲ章 OECDにおける国際的な学力標準 (PISA) の共有のプロセス

PISAは国際的に最も影響力が高い学力調査の一つである。それはPISA参加国がPISAを重視し、その学力観を受け入れているということである。本章では、PISAが各国に対して政治的(道義的)拘束性を高めているメカニズムを「受容メカニズム」とし、各国がPISAを受け入れる要素について考察する。

それに加えて、日本における事例から、日本におけるPISAの影響および受容について分析・考察する。

(1) 概念的側面

人材育成への関心が高まり、OECDでは「キー・コンピテンシー（主要能力）」の特定と分析をする上でのコンセプトを各国で共有する必要性が強調され、1997年に「コンピテンシーの定義と選択」（DeSeCo^{xiii}）プロジェクト）を始める。これは、PISA調査の理論的、概念的枠組みの基礎であり、実社会の側から学校教育の目的設定を試みるもので、これまでの伝統的な学力観をはっきりと否定している^{xiii}。さらにOECDはPISAリテラシー^{xiv}という単なる知識・技能の習得を超えた新しい能力像を提示した。これは、リテラシーの定義に沿って、知識領域、関係する能力、状況という3要素からなる記述式問題が作られているという点で、従来のテストとは明らかに異なる。

日本では、1996年の第15期中央審議会答申においてこれからの学校教育の目指すべき方向として「生きる力」の育成が示された^{xv}。2008年の中央教育審議会答申では、この「生きる力」は、その後OECDが提唱した「知識基盤社会」を担う子供たちに必要な能力「主要能力（キー・コンピテンシー）」を先取りした概念であると主張している^{xvi}。当時の日本にとってOECDの教育観は、自分たちの教育観である「[ゆとり]」の中で自ら学び考える力などの「生きる力」の育成」を裏付ける力強い根拠として意味をもったのである。

(2) 手法的側面

① 学校および生徒の背景的数据との関連付け

PISAは、調査問題のほか、生徒質問紙及び学校質問紙を実施し、そのデータと成績を関連付けて分析することで、テストの得点と家庭や社会の教育との関係を明らかにした。その関係とは、社会に公的な教育環境が整備されているほど、国民に高い平均学力が維持されるという事である。高い学力は生まれながらではなく、教育環境を整えることで保障されるのである。福田（2012）は、これをPISAの最大の功績と評し、この結果が先進国の政治家や教育行政担当者たちの常識を覆すことになったと述べている^{xvii}。

日本では学校・生徒の背景的数据と成績との関連付けを基に、新たなプログラムを作り、具体的な目標を掲げることで、学力の向上・改善を図っている。文部科学省は、PISA2003の結果公表を受け、課題に対する取組の1つとして「読解力向上プログラム」を始めた。このプログラムでは、PISA型「読解力」と読書習慣との関連性を根拠に、「各学校で求められる改善の具体的な方向」の目標の一つとして子どもの読書活動充実を掲げている^{xviii}。

② 経年比較

PISAは連続した調査により、各国がその結果を時系列でモニタリングできる。順位では正確な経年比較はできないが、得点では正確な経年比較が可能である。さらに、学習到達度レベルと分布の変化、および生徒・学校レベルでの背景的な変数と学習到達度との関係を示すことができるため、参加各国の教育システム、教育政策が15歳の知識と能力を育むにあたって効果的であるかを示す指標となる。

日本では、1998・1999年の学習指導要領改訂によって「ゆとり教育」路線が決定的となり、それを機に学力論争が展開されていた。2003年以前から水面下で着実に準備されていた学力向上路線への政策転換は、2004年12月に公表されたPISA2003の結果を受け当時の中山文部科学大臣が「学力低下」を公式に認めたことにより、正式に行われることとなった^{xix}。日本では2003年調査の結果のショックから脱却すべく、上述した「読解力向上プログラム」をはじめとした様々な施策がとられているが、経年比較することで、日本が現在どのくらい学力を回復あるいは向上させたのかを確認し、今後の方針を講じることも可能である。

③ 国際比較

PISAは、OECD加盟国の教育に関する諸データと関連付けながら、国際比較に基づいた政策評価、政策立案を行う基礎データを提供^{xxv)}する。下位の国は上位諸国の成功事例を分析し、自国に反映することができる。PISA調査での順位の急落など不本意な結果を「PISAショック」と表現することがある。日本においては、PISA2003を所謂「PISAショック」としている。2000年調査の結果公表時には極めて鈍かった日本の対応は、2003年調査の結果公表により「学力低下傾向」が明確化されたことを受け、「ゆとり」教育からの脱却や「総合的学習の時間」の削減を唱えるなど変化した。このように、参加各国をランキングすることで、自国が国際社会においてどのような位置にあるのかを把握し、危機感を持って政策に対応できる。また、政策に対する潜在的な不安を顕在化させることで、政策を転換させる契機にもなり得る。

(3) 政策提言

PISAは、報告書において政策提言を提供している事からも、政治的関心を集めている。近年、グローバル化などの現状から、より効率と効果を求めて比較調査が重視され、「証拠に基づく」政策と実施が強調されている。PISAは、テストの結果をそれぞれの指標を用いて分析し、政策提言として各国に明確な政策の方向性を提示する。そのため、各国はあまり独自の追加的な解釈や分析を行うことなくPISAの結果を政治的に利用できる。これは、IEAが行う調査との決定的な違いである。

日本では、2009年調査の結果から、教員が生徒に向き合うことができていることが指摘され、教員が子どもと向き合う時間の確保が急務とされた。そのため、日本では「個に応じた指導」の推進とそのため教育条件の整備充実を図り、10年ぶりに新たな教職員定数改善計画を策定し、30年ぶりに40人学級を見直すことで世界最高水準の教育力を目指している^{xxvi)}。

(4) メディアの役割

PISAは調査結果の変遷が非常にわかりやすく、メディアの注目を集めやすい。また、メディアは政策立案者と世論の仲介役という性格と議題設定機能^{xxvii)}を持ち、世論の形成に大きな影響力を持つ。PISAは強制力のないプログラムであるにもかかわらず、教育関係者や政策立案者だけでなく一般市民に対してもこれほどまでに大きな注目を得て、各国の教育政策に高い影響力を持ったのは、メディアによる影響力がかなり強い。

日本においては2003年のPISAショック以降、その結果がマス・メディアによって大々的に伝えられてきた。しかしながら、日本では、メディアがランキング競争を煽り過ぎるという懸念から、教員組合がOECDに対して結果公表の手順の改善を求めるなど課題もある^{xxviii)}。ランキングに特定の解釈を与えて、それを社会・世論に流布するメディアは、PISAが一国の教育政策に与える影響を大きく左右する。メディアの過剰な反応が世論および政府の競争意識を高め、政治家を刺激し、混乱まで引き起こすという指摘もある^{xxix)}。メディアの機能について課題は多々あるが、今後も利用の可能性を模索していくべきであろう。

結論

PISAは、その知名度や影響力から見ても標準学力の形成という点で成功しているだろう。しかしながら、以下で挙げられるようにいくつかの課題もある。

- 1、「ヨーロッパ仕様」の学力観であり、その他の地域の学力観を蔑ろにしていないか
- 2、教育政策の国際機関による「標準化」は過剰な外圧ではないか
- 3、PISAが国内世論を説得するための理由づけの道具として利用されている

- 4、PISAに対する盲信
- 5、現行の教育政策を批判または正当化する証拠としてのランキングの利用
- 6、マス・メディアの誤解を生む報道と順位による報道量の差

PISAがこれほどまでに大きな影響力を持ち得たのは、概念的側面、手法的側面、政策提言、メディアという4つの政治的（道義的）拘束性を高めるメカニズムが複雑に組み合わさったことによる。国際的な「標準化」とりわけ標準学力の形成には、これらが効果的に機能することが重要である。

グローバル化と情報化が急速に進む中、国際機関はより多くの分野に取り組みざるを得なくなるだろう。実際、内政的な問題であった教育問題も、グローバル化する社会に対応する人材の育成が求められ、PISAを始めとした国際機関によるプログラムが各国に受け入れられているのである。今や、データや統計など「証拠」を重要とする実用主義はイデオロギーにとって変わりつつある。グローバル社会では、競争あるいは協調のため、個人に限らずある一定の能力や素養、認識の共有、価値観の共有などが必要である。そのため、国際機関は、今後ますます国際的な「標準化」という機能が重要になり、「証拠の提出機関」としての役割もますます大きくなるだろう。

[注]

- i) 多くの国際機関は、国際社会の秩序を保つための調整的機関としての役割を担っているが、一般的には、法的拘束力のない提言や規範の形成、標準化といった形で加盟国行政に働きかけている。
- ii) 第I章で詳しく述べるが、ソフト・ローとは、規範の性格に着目した義務的拘束性が無いあるいは低い文章、決定、政策等を指す。
- iii) 藤田久一『国際法講義I—国家・国際社会』東京大学出版会、1992年、p. 54。
- iv) United States, National Commission on Excellence in Education, *A Nation at risk: The imperative for educational reform: a report to the Nation and the Secretary of Education, United States Department of Education*, University of Michigan Library, 1983, p. 5.
- v) 教育制度に関してより平等主義的な政策を掲げていたシュヴェヌマンは、フランスのエリート主義的な学校教育が全体的にみると成績が低いことに問題意識を持ち、平等な教育のため結果の平等に注目し、学力の向上を目指した人物。
- vi) Martens, Kerstin. Alessandra Rusconi, Kathrin Leuze, *New Arenas of Education Governance: The Impact of International Organizations and Markets on Educational Policy Making*, Palgrave Macmillan, 2007, p. 45.
- vii) OECD、国立教育政策研究所監訳『PISA2003年調査 評価の枠組み—OECD生徒の学習到達度調査』ぎょうせい、2004年、pp. ii-iii。を参考。
- viii) 福田誠治、前掲書、2009年、p. 25。
- ix) 「TIMSSのほうが歴史が古い、最近では、PISAのほうが有名」（菱村幸彦「“TIMSS”とPISAの違い」《教職研修資料教育情報版》教育開発研究所、2013年）、「TIMSSについては、注目度は低くないもののPISAに比べれば影響力は小さい」（川口俊明「国際学力調査からみる日本の学力の変化」p. 1、『福岡教育大学紀要』2014年、第63号、pp. 1-11。<<http://hdl.handle.net/10780/1534>>）
- x) OECD, *MEASURING STUDENT KNOWLEDGE AND SKILLS — A New Framework for Assessment*, OECD, 1999, p. 10.
<<http://www.oecd.org/edu/school/programme-for-international-student-assessment-pisa/33693997>>.

pdf>

- xi) 福田誠治、前掲書、2009年、p. 25。
- xii) Definition and Selection of Competencies: Theoretical and Conceptual Foundationsの略。
- xiii) 福田誠治、前掲書、2009年、p. 29。
- xiv) PISAが調査するリテラシーはDeSeCoのキー・コンピテンシーのカテゴリー「道具を相互作用的に用いる」に含まれる。(松下佳代、前掲書、2011年8月、pp. 39-49。)
- xv) 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)」1996年7月19日。<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701.htm>
- xvi) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」2008年1月17日。
- xvii) 国民教育文化総合研究所「PISAから見た21世紀の教育」《PISA報告書》国民教育文化総合研究所、2012年7月、p. 6。<<http://www.kyoiku-soken.org/official/activity/userfiles/document/PISA%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf>>
- xviii) 文部科学省「読解力向上プログラム」2005年12月。
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/siryu/05122201/014/005.htm>
- xix) 松下佳代、前掲書(2010.12報告書)を参考。
- xx) 松下佳代、前掲書(2010.12報告書)、p. 8。
<<https://www.cret.or.jp/files/4c2f15b6b31fa47754e2cd22f1f0559f.pdf>>
- xxi) 文部科学省「小学校1・2年生における35人学級の実現」
<http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2010/09/21/1297903_5.pdf>
- xxii) 佐藤毅『マスコミの受容理論』法政大学出版局、1990年。
- xxiii) 福田誠治、末藤美津子、吉田重和、谷口利律、平山雄大、前掲書、p. 33。
<<http://www.kyoiku-soken.org/official/report/userfiles/document/pisa.pdf>>
- xxiv) 同上書

[参考文献]

Education International <<http://www.ei-ie.org/en/>>
EU <<http://europa.eu/>>
IMF <<http://www.imf.org/>>
OECD <<http://www.oecd.org/>>
U.S. Department of Education <<http://www.ed.gov/>>
OECD東京センター <<http://www.oecdtokyo.org/>>
OECD日本政府代表部 <<http://www.oecd.emb-japan.go.jp/>>
文部科学省 <<http://www.mext.go.jp/>>
国立教育政策研究所 <<http://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/>>

【1次文献】

OECD “COMPARING THE SIMILARITIES AND DIFFERENCES OF PISA 2003 AND TIMSS”
OECD Education Working Paper No. 32, 22 April 2010. <<http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?doclanguage=en&cote=edu/wkp%282010%295>> (最終閲覧日2014年12月15日)
OECD “Convention on the Organisation for Economic Co-operation and Development” <<http://www.oecd.org/>>

- org/general/conventionontheorganisationforeconomicco-operationanddevelopment.htm> (最終閲覧日2015年1月8日)
- OECD, *Governance in Transition: Public Management Reforms in OECD countries*, OECD, 1995.
- OECD, “History” <<http://www.oecd.org/about/history/>> (最終閲覧日2015年1月8日)
- OECD, *MEASURING STUDENT KNOWLEDGE AND SKILLS — A New Framework for Assessment*, OECD, 1999. <<http://www.oecd.org/edu/school/programmeforinternationalstudentassessmentpisa/33693997.pdf>> (最終閲覧日2015年1月9日)
- OECD, Observer No. 248, March 2005.
- OECD “PISA” <<http://www.oecd.org/PISA>> (最終閲覧日2015年1月8日)
- OECD ‘PISA-based Test for Schools’ <<http://www.oecd.org/pisa/aboutpisa/pisa-based-test-for-schools.htm>> (最終閲覧日2015年1月9日)
- OECD “PISA IN FOCUS”, No. 4, 2011 May. <http://www.oecd.org/pisa/pisaproducts/pisainfocus/pisa%20in%20focus%20No.%204%20%28JPN%29_final.pdf> (最終閲覧日2015年1月8日)
- OECD, *The OECD JOBS STRATEGY*, 1996.
<<http://www.oecd.org/els/emp/1868601.pdf>> (最終閲覧日2015年1月9日)
- United States, National Commission on Excellence in Education, *A Nation at Risk: The imperative for educational reform: a report to the Nation and the Secretary of Education*, United States Department of Education, University of Michigan Library, 1983.
- U.S. Department of Education “Secretary Arne Duncan’s Remarks at OECD’s Release of the Program for International Student Assessment (PISA) 2009 Results” <<http://www.ed.gov/news/speeches/secretary-arne-duncans-remarks-oecd-release-program-international-student-assessment->> (最終閲覧日2015年1月9日)
- OECD、国立教育政策研究所監訳『PISA2003年調査 評価の枠組み—OECD生徒の学習到達度調査』ぎょうせい、2004年。
- OECD、国立教育政策研究所監訳『PISA2006年調査 評価の枠組み—OECD生徒の学習到達度調査』ぎょうせい、2007年。
- OECD編、徳永優子、稲田智子、来田誠一郎、矢倉美登里訳『図表でみる教育OECDインディケータ(2009年版)』明石書店、2009年。
- OECD編著、渡辺良監訳『PISAから見る、できる国・頑張る国—トップを目指す教育』明石書店、2011年。
- OECD編著、渡辺良監訳『PISAから見る、できる国・頑張る国2—未来志向の教育を目指す、日本』明石書店、2012年。
- OECD日本政府代表部「OECD概況—経済協力開発機構(OECD)の活動と我が国の取組—」2013年10月。<<http://www.oecd.emb-japan.go.jp/mcm2014/pdf/setsumei.pdf>> (最終閲覧日2015年1月9日)
- OECD日本政府代表部「予算委員会」<http://www.oecd.emb-japan.go.jp/kiso/1_3.htm> (最終閲覧日2015年1月9日)
- アンドレア・シュライヒャー述、国立教育政策研究所編『日本の教育が見える：教育インディケータ事業(INES)と生徒の学習到達度調査(PISA)2000年調査結果から掘り下げる日本の教育の現状：アンドレア・シュライヒャーOECD教育局指標分析課長講演会より』国立教育政策研究所、2004年。
- 外務省「経済協力開発機構(OECD)の概要」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/gaiyo.html>> (最終閲覧日2015年1月9日)
- 国際協力機構『日本の教育経験：途上国の教育開発を考える』東信堂、2005年。
- 国際通貨基金(IMF)「国際通貨基金とは」<<http://www.imf.org/External/japanese/pubs/ft/whatj.pdf>>

(最終閲覧2015年1月9日)

国際通貨基金 (IMF) 「統合されたサーベイランス決定」

<<http://www.imf.org/external/japanese/np/exr/facts/isdj.htm>> (最終閲覧日2015年6月19日)

国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査 (PISA)」<<http://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/>>
(最終閲覧日2015年1月9日)

国立教育政策研究所「PISA2012年調査国際結果の要約」<http://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/pisa2012_result_outline.pdf> (最終閲覧日2015年1月9日)

国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能—OECD生徒の学習到達度調査 (PISA) 2000年調査国際結果報告書』ぎょうせい、2002年。

国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能2—OECD生徒の学習到達度調査 (PISA) 2003年調査国際結果報告書』ぎょうせい、2004年

国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能4—OECD生徒の学習到達度調査 (PISA) 2009年調査国際結果報告書』明石書店、2010年。

ジェトロ・ブリュッセル事務所、ジェトロ欧州ロシアCIS課「EU 単一市場法と年次報告書の概要」『ユーロトレンド』JETRO、2012年5月。

<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000951/eu_single_market.pdf> (最終閲覧日2015年1月9日)

中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について (第一次答申)」1996年7月19日。

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309579.htm> (最終閲覧日2014年12月31日)

中央教育審議会「審議会別諮問・答申等一覧」<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/toushin.htm> (最終閲覧日2014年12月31日)

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について (答申)」2008年1月27日。<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afiedfile/2009/05/12/1216828_1.pdf> (最終閲覧日2014年12月31日)

文部科学省「PISA2006の結果を受けた今後の取組」<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/07032813/08012902.pdf> (最終閲覧日2015年1月4日)

文部科学省「PISA2009年調査国際結果の要約」<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2010/12/07/1284443_01.pdf> (最終閲覧日2015年1月4日)

文部科学省「PISA調査 (読解力) 結果等に関する参考資料」<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/siryu/05122201/007.htm> (最終閲覧日2015年1月4日)

文部科学省「学力向上に関するこれまでの施策とPISA2009の結果」<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2010/12/07/1284443_06.pdf> (最終閲覧日2015年1月4日)

文部科学省「小学校1・2年生における35人学級の実現」<http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2010/09/21/1297903_5.pdf> (最終閲覧日2015年1月9日)

文部科学省「新学習指導要領・生きる力 保護者用パンフレット」2010年。<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/pamphlet/_icsFiles/afiedfile/2011/07/26/1234786_1.pdf> (最終閲覧日2014年12月31日)

文部科学省『中学校学習指導要領解説 総則編』ぎょうせい、2008年9月。

文部科学省「読解力向上に関する指導資料—PISA調査 (読解力) の結果分析と改善の方向—」<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/siryu/05122201.htm#top> (最終閲覧日2015年1月9日)

文部科学省「読解力向上プログラム」2005年12月。<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/siryu/05122201/014/005.htm> (最終閲覧日2015年1月8日)

文部科学省科学技術政策研究所「科学技術をめぐる主要国等の政策動向分析」2009年3月。<<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/rep117j/idx117j.html>> (最終閲覧日2015年1月5日)

【準一次文献】

Pagani, Fabrizio. “PEER REVIEW: A TOOL FOR CO-OPERATION AND CHANGE An Analysis of an OECD Working Method”, OECD, 2002. (Paganiペーパーの抄訳:「ピア・レビュー:協力と変革へのツール」『OECD政策フォーカス』No. 52、OECD、2004年2月。)

Papadopoulos, George S. *Education 1960-1990: The OECD Perspective*, OECD, 1994.

【2次文献】

Armingeon, Klaus. Michelle Beyeler., *The OECD and European Welfare States*, Edward Elger, 2004.

Carroll, Peter. Kellow, Aynsley., *The OECD: A Study of Organisational Adaptation*, Edward Elgar Publishing Ltd, 2011.

Ervik, Rune. Nanna Kildal. Even Nilssen., *The Role of International Organizations in Social Policy*, Edward Elger, 2009.

Mahon, Rianne. Stephen McBride. eds., *The OECD and Transnational Governance*, UBC Press, 2008.

Martens, Kerstin. Alessandra Rusconi, Kathrin Leuze, *New Arenas of Education Governance: The Impact of International Organizations and Markets on Educational Policy Making*, Palgrave Macmillan, 2007.

Martens, Kerstin. Anja P. Jakobi., *Mechanisms of OECD Governance – International Incentives for National Policy-Making?*, Oxford University Press, 2010.

Martens, Kerstin. Alexander-Kenneth Nagel, Michael Windzio, Ansgar Weymann, *Transformation of Education Policy*, Palgrave Macmillan, 2010.

Masujima, Ken., “Europe, America and Developing Countries: The Transformation of the O.E.E.C. to the O.E.C.D. (1959-1961)”, *Dokkyo Law Review* (『独協法学』), no. 49, Sept, 1999.

Miriam Henry, Bob Lingard, Fazal Rizvi, Sandra Taylor. *The OECD, Globalisation and Education Policy*. Pergamon, 2001.

Pal, Leslie A., *Frontiers of Governance — The OECD and Global Public Management Reform*, Palgrave Macmillan, 2012.

Woodward, Richard., *The Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD)*, Routledge, 2009.

青池学「読解力回復、日本8位 低落傾向止まる 科学5位、数学9位 国際学力調査」朝日新聞朝刊、2010年12月8日、総合1面。

朝日新聞朝刊、2013年12月4日、東京本社。

秋田喜代美「OECDセミナー：学校教育政策の国際的動向：OECD教育政策分析から」『年報』東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター、2010年、pp. 63-64。

入部(石垣)明子、上谷順三郎、寺井正憲、有本秀文「PISAに対する各国の反応をめぐって」『全国大学国語教育学会発表要旨集』全国大学国語教育学会2005年10月29日、109巻、pp. 245-246。

ウルリッヒ・タイヒラー、吉川裕美子訳「『ヨーロッパ高等教育圏』に向けての修練と多様性」『大学評価・学位研究』独立行政法人大学評価・学位授与機構、2005年3月、第2号。

遠藤貴広【文献紹介】OECDの能力観を検討するために—『PISA評価の枠組み』と『キー・コンピテンシー』から何を学ぶか—『教師教育研究』福井大学、2009年。<<http://hdl.handle.net/10098/5454>> (最終閲覧日2015年1月3日)

大杉昭英「新しい学習指導要領のねらい」三菱UFJリサーチ&コンサルティング『季刊 政策・経営研究』

- 2009年Vol. 2 (4月)、pp. 59-74。
- 小川有美「新しい統治としてのOMC (開放的協調) とヨーロッパ化する政党政治—あいまいな制度を求めて?」中村民雄編『EU研究の新地平—前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房、2005年。
- 川口俊明「国際学力調査からみる日本の学力の変化」『福岡教育大学紀要』第63号、2014年、pp. 1-11。<<http://hdl.handle.net/10780/1534>>
- 蒲島郁夫、竹下俊郎、芹川洋一『メディアと政治 [改訂版]』有斐閣アルマ、2010年。
- 黒田多美子「ドイツにおける教育改革をめぐる議論と現状—ハンブルクの事例から—」獨協大学『ドイツ学研究』2009年09月、第62号、pp. 163-190。
- 国民教育文化総合研究所「PISAから見た21世紀の教育」《PISA報告書》国民教育文化総合研究所、2012年7月。<<http://www.kyoiku-soken.org/official/activity/userfiles/document/PISA%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf>> (最終閲覧日2015年1月9日)
- 斉藤民徒「[ソフト・ロー]論の系譜」『法律時報』日本評論社、2005年、77巻7号。<<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/coelaw/download/The%20Historical%20Contexts%20of%20Soft%20Law%20Discourse.pdf>> (最終閲覧日2015年1月9日)
- 齋藤民徒「ソフトロー論の系譜：国際法学の立場から」COEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ、2005年7月。<<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/coelaw/COESOFTLAW-2005-7.pdf>> (最終閲覧日2015年1月9日)
- 佐藤毅『マスコミの受容理論』法政大学出版局、1990、p. 18。
- 坂野慎二「ドイツの教育政策における立案と評価」『論叢』玉川大学教育学部紀要2012、2013年3月31日、pp. 45-62。<<http://hdl.handle.net/11078/72>> (最終閲覧日2015年1月9日)
- 坂野慎二「ドイツにおけるPISAショックと教育政策 (フォーラム1 PISAショック)」『ドイツ研究』日本ドイツ研究会、2004年、37・38号、pp. 33-43。
- 佐藤学「新学習指導要領における学力政策のディレンマ (I (特集1) 新学力テスト体制と教育政策)」『日本教育政策学会年報』日本教育政策学会、2008年6月30日、15巻、pp. 8-20。
- 篠原成行「国際学力テスト：日本、読解力改善 理数持ち直す 初参加、上海が1位独占」毎日新聞東京朝刊、2010年12月8日、政治1面。
- 田中信世「ドイツのPISAショック」<<http://www.iti.or.jp/flash35.htm>> (最終閲覧日2015年1月2日)
- 田中昌弥「OECDの教育政策をどう見るか (特集 新学習指導要領に「教育」を託せるか?)」『教育』国土社、2008年10月、58巻10号、pp. 65-72。
- デービッド・H. ウィーバー、マックスウェル・E. マコームズ、ドリス・A. グレーバー、カイル・H. エーヤル、竹下俊郎 (訳)『マスコミが世論を決める—大統領選挙とメディアの議題設定機能』勁草書房、1988年。
- 中野啓明「キー・コンピテンシーとPISAリテラシー」『敬和学園大学研究紀要』敬和学園大学人文学部、2012年2月、第21号、pp. 169-184。<<http://www.keiwa-c.ac.jp/2013/wp-content/uploads/2012/12/kiyo21-11.pdf>> (最終閲覧日2014年12月22日)
- 中山信弘編集代表、藤田友敬編『ソフトローの基礎理論 (ソフトロー研究叢書第1巻)』有斐閣、2008年。
- 中山信弘編集代表、小寺彰、道垣内正人編『国際社会とソフトロー (ソフトロー研究叢書第5巻)』有斐閣、2008年。
- 長尾彰夫監修、日本教職員組合編『どうなる、どうする。世界の学力、日本の学力』アドバンテージサーバー、2003年。
- 奈良勝行「OECDコンピテンシー概念の分析と一面的「PISA型学力」の問題点」『和光大学現代人間学部紀要』和光大学現代人間学部、2010年3月、第3号、pp. 77-98。<http://www.wako.ac.jp/_static/page/university/images/_kiyo3-08.d1ffc36452a18bf5a62b84685105ae48.pdf> (最終閲覧日2014年12

月22日)

「日本の15歳読解力改善 初参加の上海「三冠」国際学力調査」読売新聞東京朝刊、2010年12月8日、1面。

浜野隆「学力調査のグローバル化と教育政策（I〈特集1〉新学力テスト体制と教育政策）」『日本教育政策学会年報』日本教育政策学会、2008年6月30日、15巻、pp. 21-37。

菱村幸彦「“TIMSS”とPISAの違い」《教職研修資料 [教育情報版]》教育開発研究所、2013年。

<<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/uploads/file/material/pdf/rf50ea2a8441875/kenshu442.pdf>> (最終閲覧日2015年1月9日)

福田誠治「グローバリズムと学力の国際戦略（〈特集〉学力政策と学校づくり）」『教育學研究』日本教育学会、2008年06月30日、75巻2号、pp. 192-203。

福田誠治「世界の学力論—国際学力調査とは」（第1部第2章：《学力研究委員会報告書》国民教育文化総合研究所、2008年、pp. 18-27。）<<http://www.kyoiku-soken.org/official/report/userfiles/document/08gakuryoku.pdf>> (最終閲覧日2015年1月3日)

福田誠治「ヨーロッパ諸国の教育改革からの示唆」『季刊政策・経営研究』三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2009年Vol. 2（4月）、pp. 18-37。

福田誠治、末藤美津子、吉田重和、谷口利律、平山雄大『日本の教育に対するPISA型読解力の影響と今後～PISA2009の分析より～（PISA対策プロジェクトチーム会議報告）』国民教育文化総合研究所、2011年。<<http://www.kyoiku-soken.org/official/report/userfiles/document/pisa.pdf>> (最終閲覧日2014年12月14日)

藤井泰「イギリスにおけるPISAの教育政策へのインパクトの検討」『松山大学論集』松山大学、2011年12月1日、23巻5号、pp. 53-72。

藤田久一『国際法講義 I—国家・国際社会』東京大学出版会、1992年。

松下佳代「PISAで教育の何が変わったか～日本の場合～」《教育テスト研究センターCRETシンポジウム2010.12報告書》<<https://www.cret.or.jp/files/4c2f15b6b31fa47754e2cd22f1f0559f.pdf>> (最終閲覧日2014年12月30日)

松下佳代「〈新しい能力〉による教育の変容——DeSeCoキー・コンピテンシーとPISAリテラシーの検討（特集 仕事に「学力」は不要か？—学力研究の最前線）」『日本労働研究雑誌』労働政策研究・研修機構、2011年9月、53巻9号、pp. 39-49。<<http://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2011/09/pdf/039-049.pdf>>

益田実「第2回冷戦史研究会報告「OEECからOECDへの再編と英米関係、1959-1961」」<<http://npiquet.web.fc2.com/oeec20110611.pdf>> (最終閲覧日2014年12月25日)

御園生純「OECDの教育政策（内外の教育政策動向、V内外の教育政策・研究動向）」『日本教育政策学会年報』日本教育政策学会、2007年6月30日、14巻、pp. 233-241。

<<http://ci.nii.ac.jp/lognavi?name=nels&lang=jp&type=pdf&id=ART0010260834>> (最終閲覧日2014年12月23日)

宮嶋秀光「人格とキー・コンピテンシー—教育の目標概念に及ぼすDeSeCoプロジェクトの影響について—」『大学・学校づくり研究』2010年3月19日、第2号、pp. 41-56。<http://emspd.meijo-u.ac.jp/publication/journal02/2_04.pdf> (最終閲覧日2015年1月9日)

村田良平『OECD—世界最大のシンクタンク』中央公論新社、2000年。

横田洋三『国際機構論』国際書院、1992年。

横浜国立大学教育人間科学部付属横浜中学校編『「読解力」とは何かpart II』三省堂、2007年。

D.S. ライチェン& L.H. サルガニク、立田慶裕監訳『キー・コンピテンシー—国際標準の学力をめざして—』明石書店、2006年。

シュライヒャー・アンドレアス「2012年PISA調査結果と今後の展望（特集 PISA調査の結果を踏まえた今後の展開）」『中等教育資料』学事出版、2014年。

【動画】

Schleicher, Andreas, Use data to build better schools, TED, Feb 2013.

<http://www.ted.com/talks/andreas_schleicher_use_data_to_build_better_schools>（最終閲覧日2015年1月5日）

グローバル — 第 14 号 —

2015年 発行

発行者 大野 英二郎

発行所 横浜市泉区緑園 4-5-3
フェリス女学院大学大学院
国際交流研究科
電話 045-812-8283